

熊本大学

目 次

I	認証評価結果	2-(23)-3
II	基準ごとの評価	2-(23)-4
	基準1 大学の目的	2-(23)-4
	基準2 教育研究組織	2-(23)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(23)-9
	基準4 学生の受入	2-(23)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(23)-18
	基準6 学習成果	2-(23)-31
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(23)-34
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(23)-41
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(23)-45
	基準10 教育情報等の公表	2-(23)-51
<参 考>		2-(23)-53
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(23)-55
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(23)-56
iii	自己評価書等	2-(23)-58

I 認証評価結果

熊本大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 全科目の講義をインターネット経由で配信する社会文化科学研究科教授システム学専攻においては、LMSを利用した研究指導が実施され、プレゼンテーション等を実施するとともにその過程を学習履歴として蓄積し、指導教員と学生が記録を相互に参照できるように整備されており、また、医学教育部では講義がすべて日本語、英語の両方でコンテンツとして提供されるなど、e-learningによる授業方法が積極的に活用されている。
- 文部科学省からの支援により、「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」「学習成果に基づく学士課程教育の体系的構築」「グローバルな健康生命科学パイオニア養成プログラムH I G O」「柴三郎プログラム：熊本発 基礎研究医養成」を実施している。
- 学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」には、毎年度約20事業に400人程度の学生が参加しており、音声点字教具の開発と提供、日本人学生との交流を通じた留学生の支援等が実現している。
- 全学部において授業参観を実施し、授業の工夫の事例等について全学的に共有化を図っており、関係する授業の教員の授業改善に結び付いている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成26年度に構築した学生個人のeポートフォリオシステムは、学習成果と履修科目との関係が可視化できることを目的とし、学生が学期ごとに学習成果をどの程度身に付けているのか確認することを可能にしている。
- 教材の事前アップロード、課題の提出、学生からの質問への回答のためにLMSを積極的に利用しており、学習成果への具体的反映が期待される。
- 平成26年度文部科学省事業に採択された「地域と世界をつなぐグローバル大学Kumamoto」では、10年後に教育力と研究力で我が国を牽引する「真のグローバル大学」への進化を目指している。
- 平成26年度文部科学省事業に採択された「活力ある地域社会を共に創る火の国人材育成事業」では、全新生を対象とした地域志向の教養教育科目「熊本学」を1クラス試行的に開講しており、平成29年度から全学必修科目として開講することが決定している。
- 平成27年度文部科学省事業に採択された「“オール熊本”で取り組む熊本産業創生と雇用創出のための教育プログラム」では、地域社会の要請に合わせた実践的・総合的な教育プログラムにより「くまもとプレマイスター」の称号を授与し、熊本地方の産業振興と雇用創出を推進することを目指している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。
- 一部の学部を除き、成績分布の調査が行われておらず、また、学士課程、大学院課程ともに、成績の異議申立ての方法は十分に組織的対応となっていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学は学則第1条において、「教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献すること」を教育研究上の目的として定めている。さらに、当該大学の目的・目標として、教育においては、一般・専門教育の充実と創造性豊かな高度専門職業人や国際化に対応できる人材養成、研究においては、国際的に卓越した先導的研究や独創的な学術研究の推進、地域・国際貢献においては、学術文化の発信・交流を通じた地域の産業・文化の振興・向上と国際交流の推進を掲げている。

各学部・学科等は、これらの教育研究上の目的、教育における目的・目標を踏まえた上で、それぞれの特性に応じた教育研究上の目的を各学部規則において定めている。例えば、教育学部では、学部規則第1条の2において「広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成と地域社会における生涯学習等の指導者の養成のため、教員や地域社会の指導者として必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成すること」を目的として定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学院は大学院学則第2条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を教育研究上の目的として定めている。

各研究科等は、この目的に基づき、それぞれの特性に応じた目的を各研究科等規則において定めている。例えば、自然科学研究科では、研究科規則第2条において「多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる应用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成すること」を目的として定め、さらに、各専攻の目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では大学の目的を達成するため、次の7学部を設置している。

- ・ 文学部（4学科：総合人間学科、歴史学科、文学科、コミュニケーション情報学科）
- ・ 教育学部（6課程：小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援学校教員養成課程、養護教諭養成課程、地域共生社会課程、生涯スポーツ福祉課程）
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 理学部（1学科：理学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、創薬・生命薬科学科）
- ・ 工学部（7学科：物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科、数理工学科）

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学の教養教育は、学長直属の教養教育機構において各学部及び大学教育機能開発総合研究センター等と連携し、運営・実施されている。

教育・学生支援担当の副学長を機構長とする教養教育機構は、教養教育の授業科目の編成や年間実施計画の策定に関する審議等を行う教養教育機構運営委員会、科目群専門部会及び教科集団と連携し教養教育の実務を行う教養教育教務委員会から構成されている。

関係教科集団代表者、学部選出教員、大学教育機能開発総合研究センター選出教員で組織される科目群専門部会については、科目の区分、領域、分野の特性を勘案した9つの科目群専門部会を設置し、各部会において授業科目及び授業担当教員割り振りの原案作成や授業計画書の作成等を実施している。

教科集団は、教養教育科目である必修外国語、情報科目、教養科目（自然学系、生命学系、人文社会学系の各領域）ごとに組織され、当該大学の助教以上の専任教員は、原則として教科集団に登録し授業の実施に当たっている。

大学教育機能開発総合研究センターは、教養教育のカリキュラム開発、教養教育及び専門教育の有機的連携、学部教育及び大学院教育との連携、効果的な教授法の開発及び支援等教養教育を含む大学教育について調査、研究及び開発を行っており、大学教育機能開発総合研究センター長を教養教育機構の副機構長

とし、教養教育の実施に関し教養教育機構と有機的に連携している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は4研究科・3教育部、32専攻から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育実践専攻、教科教育実践専攻）
- ・ 社会文化科学研究科（博士前期課程5専攻：公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻、文化化学専攻、教授システム学専攻、博士後期課程3専攻：人間・社会科学専攻、文化化学専攻、教授システム学専攻）
- ・ 自然科学研究科（博士前期課程9専攻：理学専攻、数学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻、建築学専攻、博士後期課程5専攻：理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻）
- ・ 医学教育部（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 保健学教育部（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 薬学教育部（博士前期課程1専攻：創薬・生命薬科学専攻、博士後期課程1専攻：創薬・生命薬科学専攻、博士課程1専攻：医療薬学専攻）
- ・ 法曹養成研究科（専門職学位課程1専攻：法曹養成専攻）

これらのことから、研究科・教育部及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科を設置している。特別支援教育特別専攻科は、学部における専門教育より、更に精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、障害のある子供の特別な教育的ニーズに応じることのできる知識と技能を備えた実践の専門家を養成している。養護教諭特別別科は、看護師免許を取得している者を対象として、学校で子供の健康を守り育てるための資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的としている。

これらのことから、別科、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、2附置研究所、4附属学校、学部等附属の15教育研究施設等、6機構、及び12学内共同教育研究施設、並びに附属図書館及び保健センターを設置している。

- ・ 附置研究所：発生医学研究所、パルスパワー科学研究所
- ・ 附属学校：幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（いずれも教育学部）
- ・ 学部附属の教育研究施設等：永青文庫研究センター（文学部）、教育実践総合センター（教育学部）、附属病院（医学部）、創薬研究センター、育薬フロンティアセンター、薬用資源エコフロンティアセ

ンター（いずれも薬学部）、工学研究機器センター、グローバルものづくり教育センター（いずれも工学部）、総合科学技術共同教育センター、減災型社会システム実践研究教育センター（いずれも自然科学研究科）、エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター、臨床医学教育研究センター、臨床研究支援センター（いずれも生命科学研究部）、臨床法学教育研究センター（法曹養成研究科）、臓器再建研究センター（発生医学研究所）

- ・ 機構：大学院先導機構、イノベーション推進機構、グローバル推進機構、教養教育機構、地域創生推進機構、国際先端医学研究機構
- ・ 学内共同教育研究施設：総合情報統括センター、グローバル教育カレッジ、大学教育機能開発総合研究センター、政策創造研究教育センター、五高記念館、eラーニング推進機構、沿岸域環境科学教育研究センター、先進マグネシウム国際研究センター、生命資源研究・支援センター、エイズ学研究センター、環境安全センター、埋蔵文化財調査センター

このうちパルスパワー科学研究所には、爆発実験施設、バイオエレクトリクス総合研究施設、超重力発生設備等が設置されている。また、大学院先導機構は、基礎科学と応用科学の有機的連携の下、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問分野において先端的・先導的研究等を推進し、新しい大学院教育システムを創出すること等を目的としている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

当該大学の教育研究に関する重要事項については、教育会議等の審議を経た上で、学長、理事、学部長、研究科長、研究部長、教育部長をはじめとする評議員で構成される教育研究評議会において毎月1回審議を行っている。

教育会議（平成26年度は7回開催）の下には、教学に関する全学委員会として、全学の学士課程教育及び大学院教育に関することを審議する教務委員会、教育を中心とした全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の実施に関することを審議するファカルティ・ディベロップメント委員会、授業料免除等の学生の支援に関することを審議する学生委員会、学生の就職支援や進路指導に関することを審議する進路支援委員会、大学入試センター試験の実施や個別学力検査等に関することを審議する入学試験委員会が設置されている。

各学部・研究科等の教授会は、医学部では年2～3回程度開催するほか、医学科及び保健学科はそれぞれ月1回運営会議を開催し、その他の学部・研究科等では毎月1回開催しており、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等の事項について学長が決定を行うに当たり意見を出している。また、教授会の下に設置された教務委員会等も毎月1回程度開催し、教育課程や教育方法等について審議を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、学部、研究科、研究部又は附置研究所、学内共同教育研究施設等に所属している。文学部、教育学部、法学部、薬学部、工学部に所属する教員は、学部の教育研究を本務とし、各学部所属教員の多数が大学院の教育を兼務している。社会文化科学研究科、自然科学研究科、生命科学研究部、法曹養成研究科に所属する教員は、各研究科等での教育研究を本務とし、その多数が学部の教育を兼務し、組織的に連携・協力して学部・研究科等の教育研究を担っている。また、附置研究所、学内共同教育研究施設等、その他の教育研究組織に所属する教員は、本務の教育研究に従事する一方、学部及び研究科等の授業を担当している。

教育研究に係る責任体制として、学部においては学部長を置き、大学院においては各研究科に研究科長、各教育部に教育部長、研究部には研究部長を置いている。さらに、各学部、研究科、教育部、研究部に部局長を補佐し、業務を分担する副部局長又は研究部長補佐を1～2人置いている。加えて、学部、大学院の各学科・専攻等には、学科長、専攻長等の責任者を定めている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任67人（うち教授32人）、非常勤29人
- ・ 教育学部：専任99人（うち教授52人）、非常勤69人
- ・ 法学部：専任37人（うち教授17人）、非常勤20人
- ・ 理学部：専任79人（うち教授37人）、非常勤22人
- ・ 医学部：専任310人（うち教授88人）、非常勤144人
- ・ 薬学部：専任57人（うち教授21人、実務家教員7人）、非常勤15人
- ・ 工学部：専任144人（うち教授58人）、非常勤38人

各学部及び教養教育における主要科目の80%以上を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 61 人）、研究指導補助教員 33 人
- ・ 医学教育部：研究指導教員 79 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 88 人

〔博士前期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 117 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 216 人（うち教授 110 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 保健学教育部：研究指導教員 25 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 薬学教育部：研究指導教員 50 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 5 人

〔博士後期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 89 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 209 人（うち教授 110 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 保健学教育部：研究指導教員 22 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 薬学教育部：研究指導教員 28 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士課程〕

- ・ 医学教育部：研究指導教員 77 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 93 人
- ・ 薬学教育部：研究指導教員 19 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 4 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法曹養成研究科：17 人（うち教授 8 人、実務家教員 3 人）

教育学研究科教科教育実践専攻（修士課程）の各コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「コース」に準用することとすれば、平成 27 年 5 月 1 日時点において、理数系教育専修数学教育コースでは研究指導補助教員が 1 人、芸術・スポーツ系教育専修音楽教育コースでは研究指導教員が 1 人、大学院設置基準に定められた必要教員数を下回っていたが、平成 28 年 4 月 1 日付でそれぞれ研究指導補助教員 1 人、研究指導教員 1 人を配置することを平成 27 年 12 月までに決定している。

その他の専攻については、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用については公募制を原則としている。薬学部、自然科学研究科の一部、教育研究機構・センターの一部では任期制を採用しており、平成 23～26 年度に 35 人を任期付きで採用している。

教員の年齢構成は、25～34 歳が 54 人(5.9%)、35～44 歳が 304 人(33.1%)、45～54 歳が 312 人(34.0%)、

55～64歳が248人（27.0%）となっている。

外国人教員の比率は2.5～2.8%（平成23～27年度）であるが、平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプB：グローバル化牽引型）」に採択された「地域と世界をつなぐグローバル大学 Kumamoto」を基盤として、平成27年3月に国際化推進センターを改組してグローバル教育カレッジ及び同カレッジ内に3つの教育センター（グローバル人材教育センター、日本語・日本文化教育センター、オープン教育センター）を設立し、平成27年12月現在で、外国人を含め、専任教員1人（教授）及び特任教員7人（教授1人、准教授2人、講師2人、助教2人）を採用している。

女性教員数の比率は14.7～16.2%（平成23～27年度）であるが、当該大学のアクションプラン2010における、女性教員の割合をおおむね15%に増加させる目標に対しては、平成24年度に既に達成している。さらに、平成22年度文部科学省「女性研究者養成システム改革加速」に採択された「バッファリングによる女性研究者養成の加速」により、平成26年度には自然科学研究科へ3人の女性教員を採用し、事業期間5年で計画していた13人の採用を達成し、同研究科の女性教員割合は当初目標8.5%に対し8.7%となっている。

育児・介護中の研究者の研究活動に対する補助者の雇用経費を支援し、平成26年度は男性研究者1人、女性研究者9人の計10人が受給している。また、平成25年度には文部科学省「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」の採択により、女子学生・若手女性研究者のキャリア意識形成を促進するために、熊本県内12大学の女性教員44人を掲載した熊本県女性研究者ロールモデル誌を制作し、広報するなどの取組を推進し、女性教員の増員や定着に努めている。

平成19年度文部科学省「若手研究者の自立的研究環境整備促進」に採択された「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」及び平成24年度文部科学省「テニュアトラック普及・定着事業」の採択により、若手研究者の育成を目的とした当該大学のテニュアトラック制度を推進し、平成23～27年度に56人の特任助教を採用している。

教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的として、自主的に調査研究に専念する教員のサバティカル研修制度を設け、平成22～26年度の5年間で15人が利用している。また、工学部では優秀な授業担当教員を対象とする優秀教育者表彰（平成26年度は14件延べ19人を表彰）が行われており、全学では平成25年度から研究活動表彰や教育活動表彰、医療活動表彰、業務改善表彰（平成26年度は26件延べ84人を表彰）を行っている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用又は昇任のための選考については、教育職員選考規則及び教員選考基準により、教授、准教授、講師、助教、助手ごとの選考に必要な事項を定めている。これらの基準に基づき、教授会等の意見を聴き、学長が採用している。各学部・研究科等では、同規則及び同基準に基づき、より具体的な選考内規・選考基準等を定めている。選考に当たっては、各学部・研究科等で教授会の下に教員選考委員会等を設置し、選考基準等を公募要領等に明記し、研究業績に関する資料とともに、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類の提出を求め、面接、プレゼンテーション又は模擬授業を実施している。

教員選考委員会では、例えば、教育学研究科では、候補者について人格、学歴、職歴及び研究上の業績

や教育上の指導能力について審議し、選考基準の要件に基づき選考を行っている。また、教授選考に際しては、博士学位の取得やこれに準ずる研究上の業績を基準とし、担当する専門分野における教育・研究上の高度な指導力についての評価に基づき選考している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、教員の個人活動評価指針及び教員の個人活動評価実施要項に基づき、各部局等がそれぞれの部局等の特性を考慮した実施要領を作成し、それに基づいて所属する各教員が教育、研究及び社会貢献の各評価領域（必要に応じ管理運営及び診療の評価領域も含む。）について、過去3年間の自己評価を行い、今後3年間の活動目標を立てるとともに、年度ごとの計画及びその達成状況（自己評価）を入力し、それを基に、部局長等が3年ごとに評価を行っている。部局長等は、必要に応じて、年度計画等の修正等の指導を行っている。なお、3年目の終了時点における部局長等の評価において特に評価が低い教員等については、活動改善計画書等を提出させている。

教員は評価結果について異議がある場合は、異議申立書を学長に提出することができる。学長は再評価の必要性について担当の理事に検討を付託し、必要に応じて再評価委員会を設けて検討を行うことになっている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係事務職員の事務組織として、学生支援部内の学務ユニット、入試ユニット、キャリア支援ユニットに43人（うち常勤27人、以下同じ。）の事務職員（うち1人は技術職員）が配置され、全学的な教務関係に対応している。各部局等には、文学部、法学部、社会文化科学研究科、法曹養成研究科を担当する人文社会科学系事務ユニットに13人（9人）、教育学部、教育学研究科を担当する教育学部事務ユニットに11人（6人）、工学部、理学部、自然科学研究科を担当する自然科学系事務ユニットに19人（8人）、医学部、薬学部、医学教育部、薬学教育部、保健学教育部を担当する生命科学系事務ユニットに30人（11人）の事務職員が配置され、各部局等の学生等に対する対応を行っている。

学生の海外派遣や留学生受入等国际関係の事務については国際戦略ユニットが担当し、18人（6人）の事務職員が配置されている。また、教育のグローバル化を支援するため、国際的な業務、活動等の経験があり、教育機関・企業等で総合的な事務管理業務の経験を有する者を国際業務推進オフィサーとして3人配置し、留学のための奨学金獲得の支援や海外での生活指導、語学力強化のための支援活動等を分担して行っている。

技術に関する専門的業務については、教育学部、理学部、薬学部、工学部及び生命科学研究部の各学部等に技術職員71人（59人）を配置し、部局等によっては必要に応じて技術部又は技術室を置き、教育研究支援業務に従事している。また、図書館には司書資格所持者10人を配置し、資料等の管理等を担い、学生の教育活動を支援している。

優秀な大学院学生を教育補助業務に従事させ、学部及び大学院教育におけるきめ細かい指導の実現並びに大学院学生の教育力向上の機会提供を図るため、毎年度約760～900人のTAを採用しており、授業準備、

機材準備・操作、補助教材作成、実験・実習補助、自主学習のサポート等を行っている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の目的に沿って全学・各学部等の教務委員会及び入試委員会で審議された全学共通の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、求める学生像及び全学共通に要求される入学に必要な基礎能力を次のとおり定めている。

「自ら学ぼうとする意欲、物事を多面的に捉えるために必要な幅広い基礎学力、人々と真摯に議論・対話できる能力や協力しあえる社会的能力を備えていることを基本として本学は次のような人を広く求めます。

- ・ 人間と自然を愛し、志を持って世界と地球への貢献を目指す人
- ・ 学問に情熱を持ち、自ら柔軟かつ論理的に考える人
- ・ 行動力に富み、新しい課題に意欲的に取り組める人
- ・ 広く世界に目を向け、国際舞台で活躍したいと思っている人

また、入学者選抜については、各学部・研究科等で、基礎学力・能力・意欲・適性等の多面的・総合的な評価による入試方法として、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試等の特別入試を実施することとしている。

これに基づき、学部・研究科等の学科・専攻等ごとに、求める学生像及び学問分野の特性に応じた、入学に際し必要な基礎能力等を特定した入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

当該大学では、入学者受入方針に沿った学生受入のため、全学部において一般入試（薬学部では前期日程のみ実施。）を行っている。文学部、教育学部、法学部及び工学部においては推薦入試Ⅰ（大学入試センター試験を課さない）を、教育学部、医学部、薬学部及び工学部においては推薦入試Ⅱ（大学入試センター試験を課す）を、法学部及び工学部においては帰国子女入試を、医学部保健学科においては社会人入試を、また、全学部において私費外国人留学生入試を行っている。そのほかに、文学部、法学部、医学部保健学科及び工学部で3年次編入学を実施している。

学部の入学者選抜は、大学入試センター試験・一般入試等の成績及び調査書の内容等を総合的に判定して選抜を行っている。一般入試では、学部・学科等の特性に応じた配点基準により、主に基礎学力を重視した個別学力検査による選抜を実施し、推薦入試等の特別入試では、主に面接等によって、受験者の能力や適性を重視した選抜を行っている。私費外国人留学生入試及び3年次編入学では、面接に加えそれぞれ学力検査を組み合わせる形での選抜を実施している。

大学院では、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試を実施するほか、自然科学研究科では推薦入試、

学部3年次を対象とする入試（博士前期課程）、帰国子女入試（博士後期課程）、医学教育部では推薦入試（修士課程）、医学部附属病院群で卒後臨床研修を受けながら博士課程への入学を志願する者に対する柴三郎プログラム入試（博士課程）、薬学教育部では推薦入試（博士前期課程、博士課程）を実施するなど、特性に応じた選抜を行っている。また、自然科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、薬学教育部（博士前期課程、博士後期課程）及び医学教育部（博士課程）においては秋季入学のための選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生募集から入学試験実施まで、入学者選抜は入学試験委員会規則に基づき、入試担当の副学長を委員長とする入学試験委員会において行っている。実施に当たっては、入学試験委員会の下に、各学部で学部長を委員長とする入学試験実施専門委員会を設置して行っている。

一般入試は、学長を本部長とする試験実施本部の下に、各試験場に学部長を本部長とする試験場本部を置いて実施している。

個別学力検査の問題作成と採点は、副学長を委員長とし、学力検査実施科目代表から構成される学力検査専門委員会が行い、出題委員とは別に入試問題チェック委員を置き、出題ミス防止等を図っている。また、採点に当たっては解答例を基にした採点基準に基づいて採点委員が行い、合否判定は、試験結果等に基づいて入学試験実施専門委員会が作成した判定資料を基に、各学部・研究科等での選考会議及び教授会の議を経て学長が決定している。

大学院の入学者選抜は、入学試験実施要項を定め、研究科長等の責任の下、各研究科等の入学試験委員会の責任の下で実施している。

特別入試については、各学部・研究科等で入学試験実施要項を策定し、各部局等の長を本部長とした実施体制の下で、入試問題等の作成、チェック、採点等を実施している。また、面接についても、実施要項の評価の基準に基づいて実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学的な入学者選抜の調査研究については、学長特別補佐を中心に、入試制度検討会議で行っている。そこでの報告や各部局等での調査研究を基に、部局等の入試委員会で入学者選抜の改善を行い、各学部での検討を基に全学の入学試験委員会において入学者選抜要項等を決定している。

理学部の推薦入試については、入学者の成績の追跡、卒業論文指導教員からの意見聴取から、一般入試に比べて顕著な特徴を持たないこと、進路変更、退学等の事例も見られたことから廃止している。工学部の理数大好き特別入試については、学生の志望とのミスマッチが発生していることを確認した結果廃止している。薬学部では後期日程を廃止する代わりに推薦入試を導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

熊本大学

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成24年度に改組された薬学教育部(博士後期課程)及び薬学教育部(博士課程)は平成24～27年度の4年分。)

[学士課程]

- ・ 文学部 : 1.05 倍
- ・ 文学部 (3年次編入) : 0.14 倍
- ・ 教育学部 : 1.06 倍
- ・ 法学部 : 1.03 倍
- ・ 法学部 (3年次編入) : 0.06 倍
- ・ 理学部 : 1.03 倍
- ・ 医学部 : 1.02 倍
- ・ 医学部 (3年次編入) : 0.27 倍
- ・ 薬学部 : 1.05 倍
- ・ 工学部 : 1.05 倍
- ・ 工学部 (3年次編入) : 1.09 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科 : 0.89 倍
- ・ 医学教育部 : 1.11 倍

[博士前期課程]

- ・ 社会文化科学研究科 : 0.96 倍
- ・ 自然科学研究科 : 1.11 倍
- ・ 保健学教育部 : 1.42 倍
- ・ 薬学教育部 : 0.93 倍

[博士後期課程]

- ・ 社会文化科学研究科 : 1.11 倍
- ・ 自然科学研究科 : 1.05 倍
- ・ 保健学教育部 : 1.26 倍
- ・ 薬学教育部 : 1.40 倍

[博士課程]

- ・ 医学教育部 : 0.90 倍
- ・ 薬学教育部 : 0.90 倍

[専門職学位課程]

- ・ 法曹養成研究科 : 0.53 倍

[専攻科]

- ・ 特別支援教育特別専攻科 : 1.03 倍

[別科]

- ・ 養護教諭特別別科 : 1.05 倍

保健学教育部(博士前期課程)及び薬学教育部(博士後期課程)については入学定員超過率が高い。また、法曹養成研究科(専門職学位課程)については入学定員充足率が低く、入学者の確保が困難であることから、平成28年度からの学生募集を停止することを決めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の学則において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」と定め、編成方法については、「教育課程は、共通基礎科目、外国語科目、教養科目、社会連携科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成」し、「教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。」と定めている。

これに従って、各学部では学科等ごとに、教育課程の編成・実施方針を体系性、段階性、個別化（進路への対応）の全学統一項目に沿って定めている。例えば、文学部では、総合人間学科人間科学コースの教育課程の編成・実施方針として、次のとおりとしている。

「体系性：人間科学（認知哲学・芸術学・認知心理学）の学問体系を基盤として教育課程を編成している。

段階性：基礎的な科目から学年進行に沿って応用的・発展的な科目を学修するよう編成している。

個別化（進路への対応）：3・4年次には人間科学の専門的な授業科目と卒業論文に至る課題達成型の授業科目を配置し、進学あるいは専門職への就職の進路に即した科目履修を保証するよう編成している。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

平成23年度より教養教育を含む学士課程教育全体の教育課程を見直し、「豊かな教養」「確かな専門性」

「創造的な知性」「社会的な実践力」「グローバルな視野」「情報通信技術の活用力」「汎用的な知力」の7項目の期待される学習成果を設定し、授業科目ごとにこれら7つの学習成果への対応をシラバスに明示している。

教養教育は、大学での主体的な学習方法や共通して身に付ける知識を学ぶ共通基礎科目（導入科目、情報科目、理系基礎科目）、グローバル社会に必要なコミュニケーション能力と海外事情に関する基礎知識を提供する外国語科目、教養科目、社会連携科目及び開放科目から構成されている。

必修の情報科目「情報基礎」において、教育課程の内容に加え、統合認証の熊本大学ポータル、シラバスの閲覧・検索、履修登録等を行うためのSOSEKI（学務情報システム）、LMS（学習管理システム）等の説明を行っている。また、導入科目「ベーシック」の中で、e-learningシステムと連携して図書館の活用について説明を行っている。

専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育は、学部の特性に応じ、所属する学問分野の知識や技術の習得を目指すものとなっている。各学部の教育目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って特徴・特色を活かすように教養教育及び専門教育の授業科目が編成され、学部・学科等ごとに定められた所定の単位を修得することにより、学士の学位が授与される。学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて文学、教育学、法学、理学、医学、看護学、保健学、薬学、創薬科学、生命薬科学、工学の名称を付記している。

各学部においては学位授与方針にある知識・能力等の習得に関して教育課程の編成・実施方針に基づき、学科やコースごとの教育課程における履修方針や順序、科目配置等を示し、それに基づき履修指導を行っている。しかしながら、その際に参照されるカリキュラム・マップや履修モデルは、一部の学部を除き、教育課程の体系的性を示すものになっておらず、改善が望まれる。また、平成26年度中に構築した科目ナンバリングのコード体系に基づき、平成28年度のシラバスからナンバリングを開始し、平成29年度から全学部で導入が完了する計画が進行している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各学部には、外国の大学を含む他の大学等との単位互換、入学前の既修得単位認定の制度があり、希望に応じて転部、転科等を認めている。授業内容について授業改善アンケートを実施し、前年度とのアンケート結果の比較・分析を行い、授業改善に反映させている。これらの優れた取組については各部局等に紹介し、教員の授業改善のための参考に供されている。

外国語によるコミュニケーション能力や海外の文化・日本文化に係る能力・知識を学生に修得させることに加えて、新たな英語教育の在り方を検討するための基礎資料として、平成25年度入学生からTOEIC-IPTテストを入学直後及び2年次末の2回実施している。

平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」においては、熊本県内4大学が連携し、各大学の特徴を活かした減災型地域社会のリーダーを養成しており、具体的には、4大学共通の必修科目、及び各大学が自然科学、社会科学、社会福祉、保健科学の1分野を担当し開講する選択必修科目を履修し単位を修得することで、減災型地域社会リーダーを認定している。

平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプB：グローバル化牽引型）」に採択

された「地域と世界をつなぐグローバル大学Kumamoto」においては、大学改革を牽引する先導的モデルとして、地域と世界をつなぐグローバル化の波及に貢献することを目的とし、10年後に教育力と研究力で我が国を牽引する「真のグローバル大学」への進化を目指している。平成26年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「活力ある地域社会を共に創る火の国人材育成事業」においては、全新入生を対象とした地域志向の教養教育科目「熊本学」を1クラス試行的に開講しており、平成29年度から全学必修科目として開講することが決定している。平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に「“オール熊本”で取り組む熊本産業創生と雇用創出のための教育プログラム」が採択され、地域社会の要請に合わせた実践的・総合的な教育プログラムにより「くまもとプレマイスター」の称号を授与し、熊本地方の産業振興と雇用創出を推進することを目指している。

平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「エコファーマを担う薬学人育成プログラム」においては、環境の時代を見据えた職業観のパラダイムシフトを促す意図で、視野拡大、自主性、労りの心、国際性をキーワードに、「エコファーマを担う薬学人」という新しい職業人の養成を行うため、学内マニフェスト制度やリサイクルシステムの構築、体験型環境・薬学教育、公害・薬害被害者との交流、中央官庁・企業・海外での研修、講演・シンポジウム等を実施し、支援期間終了後もその経験を活かして学内経費で継続している。平成20年度文部科学省教育GPに採択された「学生主導型ゼミによる“地域活性化人材”の育成—九州四大学合同ゼミ」における地域課題と切り結ぶ政策教育の充実—においては、九州管内の4つの大学が連携し、フィールドワークを基盤とした学生主導型の合同ゼミを開催し、山積する地域課題の解決に資する人材を育成し、支援期間終了後も年に1回のフィールドワーク、討論中心の合同ゼミ及びそのための事前合宿を継続している。平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「学習成果に基づく学士課程教育の体系的構築」においては、学士課程全体で獲得すべき学習成果に基づき、組織的に教育の質を保証する学士課程教育を構築することを目的に、学士力の本質を創造的知性と実践力と捉え、幅広い学習成果への期待を教育課程に反映させている。当該事業で開発された、汎用スキル要素を涵養する「ベーシック」や、コミュニケーション能力の育成を図る「基礎セミナー」等の科目は、支援期間終了後も学内予算措置によりアカデミック・ライティングの指導者等を雇用し、初年次の教養教育の共通基礎科目として実施している。

各学部等においても個別の取組がなされており、例えば、教育学部においては、子供たちの気持ちや行動を理解し、実践的な指導力の基礎を身に付けることを狙いとした教育実践研究指導法演習（フレンドシップ事業）、熊本市教育委員会と連携して不登校児童・生徒の相談相手になる教育臨床体験演習（ユアフレンド事業）のボランティア活動について授業科目に組み込み、単位を認定しており、平成26年度は、それぞれ17人、16人の学生が参加している。そのほか、文学部、法学部、理学部、工学部では、地域の民間企業、公共団体等においてインターンシップを実施しており、平成26年度は312人の学生が参加している。

医学部医学科においては、医学・生命科学における解決すべき研究テーマについて深く追究する大学院課程の授業科目の単位を学部学生のとくにe-learningによるものを含めて修得できるプレ柴三郎コースを設け、大学院進学前の先取り履修を可能としている。

また、パルスパワー科学研究所が行っている、物質及び生物の極限環境の研究は、学部の教育課程の編成に組み込まれており、例えば、工学部3年次における「高電圧パルスパワー工学」については、環境・リサイクル・医療福祉・バイオテクノロジー等多くの応用分野を持つパルスパワー技術について、その基礎から応用までを教授している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

当該大学の教育目標及び各学部・学科等の教育目的に基づき、各学部規則において授業科目を講義のほか、演習・実習・実験等と定めている。学問分野の特性に応じて、講義、演習、実習・実験、講義及び演習等の各学部における割合は、文学部が41.6%、35.8%、10.8%、11.8%、教育学部が48.0%、24.5%、12.0%、15.5%、法学部が62.6%、32.0%、1.0%、4.4%、理学部が62.8%、17.4%、12.6%、7.2%、医学部医学科が61.4%、2.3%、5.7%、30.7%、医学部保健学科が61.0%、3.9%、15.6%、19.5%、薬学部が36.3%、16.9%、19.4%、27.4%、工学部が51.0%、10.2%、8.1%、30.7%となっている。

発見学習、問題解決型学習、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク、討議、プレゼンテーション、省察（リフレクション）の内容を1コマ以上取り入れた授業をアクティブ・ラーニング科目と定義し、導入を進めており、平成25年度の全授業科目に対する割合は19.7%（729科目/3,707科目）となっている。

教育内容や目的に応じて授業を工夫しており、教養教育では、少人数の対話・討論型授業あるいはPBL（課題解決）型の授業によりコミュニケーション能力を修得させるための授業を実施している。文学部では「異文化コミュニケーション論実習」において、海外実習による英語運用能力・異文化対応能力養成のための海外フィールド型授業、教育学部では教員養成のための学校現場での体験活動（教育実習）、理学部では物理学等各分野の少人数実験や、野外巡検、臨海実習等のフィールド型授業、薬学部では1年次に早期体験学習（薬局、病院、企業への訪問、プレゼンテーション）を実施し、5年次には薬局・病院実務実習の一環として医学・薬学連携の下で実施する「医学生の臨床実習（ポリクリ）と連携した参加型実務実習」による多彩な臨床現場での実習を実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、履修方法、単位の計算・認定方法等は、学則、教養教育履修規則及び各学部規則に明示されている。学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業が15週にわたる期間を単位として行われている。

学生が着実に学習成果を身に付けることができるよう、過剰な履修の防止を制度的に担保するため、法学部及び工学部では履修科目の登録の上限（CAP）を設定しており、その他の学部では、履修指導等により学生が適正な履修を行うよう努めている。法学部及び工学部でも、優秀な学生には当該上限を超える履修を認めており、その際GPA（Grade Point Average）を基準にしている。

また、平成26年度に構築した学生個人のeポートフォリオシステムは、学習成果と履修科目との関係が可視化できることを目的とし、学生が学期ごとに学習成果をどの程度身に付けているのかを確認することを可能にしている。薬学部では、主に実務実習における学生の主体的な学習を実習先と指導教員が双方から支援・指導（意見聴取）するツールとして活用している。

平成25年度実施の第8回学生生活実態調査によれば、学生の予習・復習の時間については、2時間以下であると回答した学生が全学部において8割を占めている。そのため、平成26年度に再構築したシラバ

システムでは全学的にシラバス様式を統一し、授業の目的等を明示するとともに、学生の自主学習を促すために、事前・事後学習について入力することとしている。また、LMSが、教材の事前アップロード、課題の提出、学生からの質問への回答のために積極的に利用されており、学習成果への具体的反映が期待される。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成24年度は全学で、平成25年度は各部局等においてシラバス・チェックを行い、シラバスの記載内容が一定の水準を保つことを担保するとともに、シラバスの改善に努めている。これらを反映させ、平成26年度にシラバスシステムを再構築して全学的に様式を統一し、授業科目について、学習成果とその割合、授業の目的、授業の概要、到達目標、評価方法・基準、各回の授業内容と事前・事後学習、参考文献、オフィスアワー等を示している。特に、学生の授業時間外の学習を促すための事前・事後学習については、学習内容をシステムにファイルアップロードができ、時間と場所を問わずいつでも学習できる仕組みとしており、また、メールアドレス等担当教員の連絡先が記載されているため、教員への連絡が可能となっている。シラバスの記載に当たっては、シラバス記入要領を提示している。

シラバスは入学時のオリエンテーションで説明を行っている。平成25年度に学生を対象に行ったシラバスの利用状況についてのアンケート結果によれば、シラバスを履修登録時及び試験前に利用し、また、評価方法・基準やテキスト・参考文献を確認するために活用する学生が多い。この結果とシラバス・チェックの結果を踏まえて、学生がシラバスを学習に一層活用できるようにするために、シラバスには7つの学習成果との対応、履修条件、毎回の授業内容や事前・事後学習内容を記述し、充実を図っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生への指導は、各学部で実施しており、全学における教養教育では、1年次で英語の基礎力に自信のない学生を対象とする自由選択外国語科目（必修外国語科目の単位の代替不可）を学期ごとに開講している。また、理学部は、1年次の教養教育（理系基礎科目）において、数学、物理、化学、生物、地学のすべての科目が選択必修で、高等学校での既修・未修の別等、履修状況によりクラス分けしている。工学部においては、入学時に行う数学、物理、化学の基礎学力テストの結果から下位10%の補習対象者を決定し、ガイダンスや各科目週1コマの補習講義、TAによる学習指導等の履修指導等を実施している。薬学部でも平成27年度から新入生に対してプレースメント・テスト（数学、物理、化学、生物）を実施し、基礎学力不足の学生を把握し、授業担当教員による個別指導に向けての対応を開始している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の学位授与方針は「幅広く豊かな教養と確かな専門性を身に付け、社会に貢献するために必要な創造的知性と実践力を兼ね備え、グローバルな視野と国際的対話力を持った人材の育成を目的として、各学部・学科等において編成された教育課程を学修し、所定の単位を取得した者に学位を授与する。」と定められ、さらに、達成すべき学習成果として、「豊かな教養」「確かな専門性」「創造的な知性」「社会的な実践力」「グローバルな視野」「情報通信技術の活用力」「汎用的な知力」の7項目を挙げている。

これに基づいて各学部では、学科等教育プログラムごとに、達成すべき7項目の学習成果を含む学位授与方針を策定している。例えば、法学部法学科法学コースにおいては、「確かな専門性」の下に、「法学の基本的理論・概念について説明することができる。」「法学の研究手法を使用することができる。」「法的な考え方の役割と限界を認識している。」という能力を挙げている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準の明示については学則に定めており、さらに、各学部規則及び教養教育履修規則において授業科目を履修した者に対する、学力試験、論文、出席状況等による単位認定について定めている。平成26年2月の教務委員会で決められた「厳格で適正な成績評価の基本的な考え方について」では、1) 成績評価の区分、2) 成績評価方法の公表、3) 成績評価結果の説明、4) GPAの全学的共有、5) 成績評価に関する質問・疑問の受付、6) 成績評価の異議申立て、について策定している。そのうち、成績評価の区分については、成績評価は5段階による評価区分とし、合格は秀(100点~90点)、優(89点~80点)、良(79点~70点)、可(69点~60点)、不合格は不可(59点~0点)と表示し、授業形態や科目の特性により5段階評価が困難な場合には、合格、不合格又は認定の評語をもって判定する、とされている。授業の到達目標に則して合否を判定し、秀・優・良・可の区分については成績分布の著しい偏在に留意し、特に秀・優については合わせて30%以内を目安とすることが平成26年2月の教務委員会において合意されている。

成績評価、単位認定は、これら規則等で定める基準に従って実施し、各部局等の教務委員会等関係委員会及び教授会で審議している。また、法学部及び工学部ではGPA制度を実施しており、このGPAは、履修指導のほか、早期卒業の判定においても用いられている。

これらの規則等は学生便覧に収録することにより学生に明示するとともに、履修ガイダンス等において学生に周知を図っている。また、個々の授業科目における評価方法・基準等は、各授業科目のシラバスに明示している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績分布の著しい偏在に留意することを含め、「厳格で適正な成績評価の基本的な考え方について」において成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を定めている。しかしながら、理学部を除き成績分布の調査が行われていない。

授業担当教員からの成績通知の後、成績評価について異議がある学生は、質問及び疑問について教務担当に書面等により申し出て、担当教員からの説明を受けても解決が得られなかった場合に学部長に異議申立てができる制度を設けており、掲示及び学生便覧に掲載することにより学生に周知を図っている。しかしながら、成績の異議申立ての方法は教員への問い合わせを必要とするものとなっており、十分に組織的対応となっていない。

これらのことから、十分に組織的な措置であるとはいえないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-3-4④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

当該大学では、学則において、規定する年限以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することを卒業要件として定め、各学部規則において詳細な卒業要件を定めている。各学部の卒業要件は、それぞれの学位授与方針に沿った学科等の教育課程において教養教育及び専門教育の所定の単位を修得することとされている。卒業認定については、各学部において教授会規則に基づき、各学部教授会で卒業判定について審議し、学則に基づき、学年又は学期の終わりに学長が卒業認定を行っている。

学生には、これらの卒業要件について学生便覧及びウェブサイト等で周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-1① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針については、大学院学則において、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する」こと、「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮」することと定められている。さらに、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、博士前期課程と博士後期課程を一貫して行う教育を実施する博士課程教育リーディングプログラムの開設、多元的な価値への理解力、柔軟な思考力及び鳥瞰的に事物を把握する力を有し、高度な知的基盤領域において新機軸を切り拓く力を備えた人材を育成するために、大学院共通の大学院教養教育プログラムを開設し、その教育課程が編成できることを定めている。

平成 24 年度には、大学院課程における大学院学生の 4 つの修得すべき知識・能力を柱に学位授与方針を策定し、平成 25 年度に教育プログラムごとの学位授与方針を策定している。この学位授与方針に沿って、平成 26 年度に、大学院課程の各専攻等にそれぞれの知識や能力を養成するための教育課程の編成・実施方針を策定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学院の教育課程は、平成24年度に策定された大学院学生の4つの修得すべき知識・能力である、(1) 高度な専門的知識・技能及び研究力、(2) 学際的領域を理解できる深奥な教養力、(3) グローバルな視野と行動力、(4) 地域社会を牽引するリーダー力、を柱に、各研究科等が策定した教育課程の編成・実施方針に基づいて編成している。例えば、社会文化科学研究科公共政策学専攻では、「政治学、行政学、政策科学、経済学等の公共政策に関連する幅広い学術分野の科目や政策実践的な科目、政策現場への参加や実務的な課題への取組み等のプログラムを組み合わせることにより、公共政策的な課題の解決に実践的に取組む、あるいは研究するために必要な知識・能力の修得を目指す。」としており、一部のコースで履修モデルをウェブサイトで示している。自然科学研究科理学専攻物理科学コースでは、「物理学的知の創造、継承、発展に努めることで、安全で豊かな社会を築くために貢献できる人材を育成する」という目的を実現するため、「(1) 学士課程教育との接続を考慮した科目の設置(物理科学特論Ⅰ、Ⅱ)、(2) 専門領域以外も含めた幅広い科目編成(物理科学コース開講の授業科目および理学特別講義)、(3) ゼミナールおよび特別研究を通じた専門教育」という特徴の教育課程を編成している。

法曹養成研究科は、授業科目を法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群に大別して、それぞれについて段階的・系統的な編成とし、法曹として自らの頭で考えていく能力並びに豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目指しており、学生便覧及びウェブサイトで履修モデルを示している。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて教育学、文学、法学、公共政策学、教授システム学、理学、工学、医科学、健康生命科学、保健学、看護学、医学、生命科学、薬科学、薬学、学術の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、法務博士(専門職)の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院学則において、学生の長期履修、外国の大学院を含む他の大学院との単位互換、入学前の既修得単位認定、転研究科、転教育部、転専攻等を定め、実施している。

平成24年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム(複合領域型(生命健康))」に採択された「グローバルな健康生命科学パイオニア養成プログラムH I G O」においては、健康生命科学の知識を持ち、九州・アジアの社会的ニーズを理解し、地域と世界を結び付けてグローバルかつローカルに様々な課題を解決できる次世代リーダーの育成を目指し、医学と薬学の2つの教育部にまたがる専門科目の履修、社会文化科学研究科の専門科目「社会文化科学総論」とキャリアビジョン開発コースの履修、企業・行政セミナー、企業・行政・海外のインターンシップ等、自分に合った将来像を実現させるための教育課程を設定している。平成24年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「柴三郎プログラム:熊本発 基礎研究医養成」においては、高校生から生物、医学研究に興味を持つ人材を発掘・育成し、学士課程から大学院課程において学位を授与するまで一貫して

指導し、そのための研究環境を整備している。

医学教育部においては、社会人学生への配慮として、授業科目全体の約6割について、e-learning コンテンツを作成し、学生が自由な時間に視聴（受講）できるよう整備している。薬学教育部においては、優れた研究能力と臨床薬剤師としての職能を併せ持つ人材の育成が社会的に期待されていることから、医療薬学専攻において、幅広い知識と技能、臨床現場での実践的能力を身に付けた先導的薬剤師の養成を目指す「臨床薬学コース」、薬剤師業務を理解できる基礎研究者、開発研究者、治験コーディネーター（CRC）、教育者の養成を目指す「医療薬科学コース」の2つの教育課程を編成している。

法曹養成研究科では、法律事務所・企業・自治体とのエクスターンシップを授業科目に取り込み、法を通しての法律関連書面の作成等実務を体験することにより生きた素材の中での法曹倫理を学ぶ授業内容となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

当該大学の教育目標及び各研究科等の教育目的に基づき、各研究科等規則において授業科目を講義のほか、演習、実験及び実習と定めている。学問分野の特性に応じて、講義、演習、実習・実験、講義及び演習等の各研究科等における割合は、教育学研究科が 33.8%、45.3%、0.6%、20.3%、社会文化科学研究科が 22.5%、62.4%、3.8%、11.4%、自然科学研究科が 71.3%、14.5%、1.4%、12.7%、医学教育部が 30.5%、7.7%、61.8%、0%、保健学教育部が 47.2%、19.8%、14.2%、18.9%、薬学教育部が 36.0%、20.7%、23.2%、20.2%、法曹養成研究科が 66.4%、13.1%、4.9%、15.6%となっている。

各研究科等は、教育内容に応じフィールド型授業（教育学研究科）、少人数による先端科学特別講義、多様なメディアを高度に利用した「マルチモーダル情報処理特論」（自然科学研究科）等、学習指導法の工夫をしている。各研究科等における各授業の平均学生数は、3.1～11.6人である。

全科目の講義をインターネット経由で配信する社会文化科学研究科教授システム学専攻においては、LMSを利用した研究指導が実施され、プレゼンテーション等を実施するとともにその過程を学習履歴として蓄積し、指導教員と学生が記録を相互に参照できるように整備されており、また、医学教育部では講義がすべて日本語、英語の両方でコンテンツとして提供されるなど、e-learning による授業方法が積極的に活用されている。

薬学教育部医療薬学専攻臨床薬学コースでは、社会が求める即戦力としての先導的薬剤師を養成するために、臨床現場における1年にわたる実践的・先端的実習を実施している。創薬・生命薬科学専攻（博士後期課程）では、自主的な問題設定・問題解決能力を身に付けさせるため、博士論文に直結する実験に加えて、製薬企業あるいは大学・公的機関等における研究企画評価を想定した企画書・研究計画書の作成とプレゼンテーション及び計画に即した研究の実行を課す「課題実習」を組み込んでいる。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業が 15 週にわたる期間を単位として行われている。

大学院課程の事前・事後学習時間については、平成 25 年度実施の授業改善アンケートによれば、平均で1時間未満が 36.0%、1時間以上2時間未満が 31.3%、2時間以上3時間未満が 20.8%、3時間以上が 11.9%と回答しており、2時間未満の学習時間は 67.3%である。授業時間外学習については、平成 26 年度に再構築したシラバスシステムにおいて、学生の自主学習を促すために事前・事後学習について入力することとしている。

法曹養成研究科では、学期ごとに履修科目登録の上限を設定している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様、平成 26 年度に再構築したシラバスシステムは、全学的にシラバスの様式を統一し、授業科目について、授業の目的、授業の概要、到達目標、評価方法・基準、各回の授業内容と事前・事後学習、参考文献、オフィスアワー等を示している。授業時間外の学習を促すための事前・事後学習については、学習内容をシステムにファイルアップロードができ、時間と場所を問わずいつでも学習できる仕組みとしている。

シラバスは、ウェブサイトで公表され、入学時のオリエンテーションでその利用について説明を行い、学生は科目選択の際や授業内容の確認、成績評価方法の確認のために利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科、医学教育部、保健学教育部、薬学教育部において、社会人学生の勤務・生活形態に応じた学習に対応するため、夜間（6、7限目）にそれぞれ90分の講義及び研究指導等を行っている。また、授業時間割には記載されていないが、学生個々の事情に応じて土曜日に講義を実施するなど、社会人が就労しながら学ぶための配慮を行っている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

当該大学では、専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文に係る基本方針は大学院学則で定め、指導の体制については、各研究科等規則において定めている。各研究科等とも学生ごとに主指導教員1人が指導に当たっており、自然科学研究科においては、主任指導教員を定めるとともに、学生ごとに研究指導委員会を置いている。社会文化科学研究科においては、学生の所属専攻の主指導教員、学生の研究テーマに関連の深い領域の教員を副指導教員とする複数指導教員制を採用している。

研究倫理の指導として、平成 26 年度から医学教育部の修士課程及び博士課程において e-learning を活用した研究者倫理に関する教育プログラムを必修科目として実施しており、平成 27 年度には大学院教養教育プログラムとして「Research Ethics (研究倫理)」を開講している。また、平成 27 年 4 月から教員、大学院学生をはじめ研究に携わる全構成員に対して e-learning による研究者行動規範教育教材である CITI Japan プロジェクトの受講を必須にしている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

平成 24 年度に、大学院課程において、(1) 高度な専門的知識・技能及び研究力、(2) 学際的領域を理解できる深奥な教養力、(3) グローバルな視野と行動力、(4) 地域社会を牽引するリーダー力、の 4 つの知識と能力を修得することを柱とした学位授与方針を策定している。平成 25 年度には、これに基づいて、大学院の各課程における各専攻等の単位で、学位授与の要件と修得すべき 4 つの知識と能力について学位授与方針を策定している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準の明示については、大学院学則に定めており、各研究科等規則に成績認定基準を定め、これに従い成績評価及び単位認定を各部局等の教授会で審議している。また、秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点) の区分については偏在に留意すること、秀と優については、合わせて 30%以内を目安にすることが平成 26 年 2 月の教務委員会において合意されている。

これらの規則等を学生便覧に収録することにより学生に明示するとともに、履修ガイダンス等において学生に周知を図っている。また、個々の授業科目における評価方法・基準等は、各授業科目のシラバスに明示している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績分布の著しい偏在に留意することを含め、「厳格で適正な成績評価の基本的な考え方について」において成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を定めている。

授業担当教員からの成績発表の後、成績評価について異議がある学生は、質問及び疑問について教務担当に書面等により申し出て、担当教員からの説明を受けても解決が得られなかった場合に学部長に異議申立てができる制度を設けており、掲示及び学生便覧に掲載することにより学生に周知を図っている。しかしながら、成績の異議申立ての方法は教員への問い合わせを必要とするものとなっており、十分に組織的対応となっていない。

法曹養成研究科においては、同研究科規則により、試験の結果、各年次における GPA がそれぞれ 1.8 に満たない学生は原級留置としている。

これらのことから、十分に組織的な措置であるとはいえないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担

保するための措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各課程の修了要件及び学位授与については、大学院学則第6章において定めている。これに基づき学位論文については、学位規則及び各研究科等規則により、教授会の下に審査委員会を設けて審査を行っている。学位論文に係る評価基準は、教授会等で定め、学生に周知を図っている。例えば、医学教育部では、「1) 単なる関連論文の写しや邦訳ではなく、研究の基礎となった文献的事実を含む研究の背景、研究の目的と基本的なストラテジー、詳細な実験方法、実験結果とその解釈、文献的考察を含む深い論考、研究の意義等に関する総括等について十分な論述がなされていること。2) 学位論文の作成要領にしたがって作成されていること。」としている。その基準に従って、審査委員会等の審査を経て、最終的に教授会において審査委員会の審査報告に基づき修了認定が行われている。

法曹養成研究科（専門職学位課程）においては、学位授与方針に従って、研究科規則に修了要件を定め、その基準に従って、修了認定が行われている。また、修了要件にGPA制度を用いている。修了要件はウェブサイトや学生便覧等において学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全科目の講義をインターネット経由で配信する社会文化科学研究科教授システム学専攻においては、LMSを利用した研究指導が実施され、プレゼンテーション等を実施するとともにその過程を学習履歴として蓄積し、指導教員と学生が記録を相互に参照できるように整備されており、また、医学教育部では講義がすべて日本語、英語の両方でコンテンツとして提供されるなど、e-learningによる授業方法が積極的に活用されている。
- 平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」においては、熊本県内4大学が連携し、各大学の特徴を活かした減災型地域社会のリーダーを養成し、認定している。
- 平成20年度文部科学省教育GPに採択された「エコファーマを担う薬学人育成プログラム」においては、環境の時代を見据えた職業観のパラダイムシフトを促す意図で、視野拡大、自主性、労りの心、国際性をキーワードに、「エコファーマを担う薬学人」という新しい職業人の養成を行うため、学内マニフェスト制度やリサイクルシステムの構築、体験型環境・薬学教育、公害・薬害被害者との交流、中央官庁・企業・海外での研修、講演・シンポジウム等を実施し、支援期間終了後もその経験を活かして学内経費で継続している。
- 平成20年度文部科学省教育GPに採択された「学生主導型ゼミによる“地域活性化人材”の育成ー九州四大学合同ゼミ」における地域課題と切り結ぶ政策教育の充実ーにおいては、九州管内の4つの大学が連携し、フィールドワークを基盤とした学生主導型の合同ゼミを開催し、山積する地域

課題の解決に資する人材を育成し、支援期間終了後も年に1回のフィールドワーク、討論中心の合同ゼミ及びそのための事前合宿を継続している。

- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に採択された「学習成果に基づく学士課程教育の体系的構築」において開発された、汎用スキル要素を涵養する「ベーシック」や、コミュニケーション能力の育成を図る「基礎セミナー」等の科目は、支援期間終了後も学内予算措置によりアカデミック・ライティングの指導者等を雇用し、初年次の教養教育の共通基礎科目として実施している。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「グローバルな健康生命科学パイオニア養成プログラムH I G O」においては、グローバルかつローカルに様々な課題を解決できるグローバルな次世代リーダーの育成を行っている。
- 平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「柴三郎プログラム：熊本発 基礎研究医養成」においては、高校生から生物、医学研究に興味を持つ人材を発掘・育成し、学士課程から大学院課程において学位を授与するまで一貫して指導し、そのための研究環境を整備している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 26 年度に構築した学生個人の e ポートフォリオシステムは、学習成果と履修科目との関係が可視化できることを目的とし、学生が学期ごとに学習成果をどの程度身に付けているのか確認することを可能にしている。
- 教材の事前アップロード、課題の提出、学生からの質問への回答のためにLMSを積極的に利用しており、学習成果への具体的反映が期待される。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された「地域と世界をつなぐグローバル大学K u m a m o t o」においては、大学改革を牽引する先導的モデルとして、地域と世界をつなぐグローバル化の波及に貢献することを目的とし、10 年後に教育力と研究力で我が国を牽引する「真のグローバル大学」への進化を目指している。
- 平成 26 年度文部科学省大学COC事業に採択された「活力ある地域社会を共に創る火の国人材育成事業」においては、全新入生を対象とした地域志向の教養教育科目「熊本学」を1クラス試行的に開講しており、平成 29 年度から全学必修科目として開講することが決定している。
- 平成 27 年度文部科学省COC+に「“オール熊本”で取り組む熊本産業創生と雇用創出のための教育プログラム」が採択され、地域社会の要請に合わせた実践的・総合的な教育プログラムにより「くまもとプレマイスター」の称号を授与し、熊本地方の産業振興と雇用創出を推進することを目指している。

【改善を要する点】

- 一部の学部を除き、成績分布の調査が行われておらず、また、学士課程、大学院課程ともに、成績の異議申立ての方法は十分に組織的対応となっていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における平成22～26年度の標準修業年限内卒業率の平均は、文学部81.8%、教育学部89.0%、法学部81.3%、理学部83.2%、医学部医学科83.6%、医学部保健学科85.2%、薬学部薬学科87.8%、薬学部創薬・生命薬科学科89.6%、工学部78.9%となっている。すべての学部において「標準修業年限×1.5」年内卒業率は90%を超えている。

大学院課程の修士課程・博士前期課程における平成22～26年度の標準修業年限内修了率の平均は、教育学研究科82.4%、社会文化科学研究科69.4%、自然科学研究科90.4%、医学教育部91.0%、保健学教育部74.6%、薬学教育部88.5%となっている。社会文化科学研究科及び保健学教育部では標準修業年限内修了率の平均は70%程度であるが、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、それぞれ78.2%、84.6%と80%程度となっている。

大学院課程の博士後期課程・博士課程における平成22～26年度の標準修業年限内修了率の平均は、社会文化科学研究科32.3%、自然科学研究科57.1%、医学教育部62.4%、保健学教育部19.1%、薬学教育部81.7%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、それぞれ57.1%、76.3%、68.5%、33.3%、81.6%となっている。

大学院課程の専門職学位課程における平成22～26年度の標準修業年限内修了率の平均は、法曹養成研究科34.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率は61.8%となっている。

平成26年度の単位修得状況は、学士課程及び大学院課程それぞれ86.8%及び86.6%となっている。

留年者数、休学者数、退学・除籍者数は、部局等によって増減はあるものの、平成22～26年度の推移に大きな変動はなく、平成26年度において、留年者については、学士課程では5.2%、修士課程・博士前期課程では6.6%、博士後期課程・博士課程では15.5%、専門職学位課程では9.1%となっており、休学者数については、学士課程では1.7%、修士課程・博士前期課程では2.3%、博士後期課程・博士課程では6.2%、専門職学位課程では19.4%となっている。退学・除籍者については、学士課程では1.5%、修士課程・博士前期課程では4.1%、博士後期課程・博士課程では3.6%、専門職学位課程では9.1%となっている。

平成26年度の教育職員免許状の取得状況は、教育学部で延べ650人、教育学部以外においても延べ288人となっている。また、各種資格試験の平成26年度の合格率は、医師国家試験89%、看護師国家試験99%、保健師国家試験100%、助産師国家試験100%、臨床検査技師国家試験97%、診療放射線技師国家試験93%、薬剤師国家試験75%となっている。しかし、社会福祉士国家試験の合格率は29%、司法試験の合格率は7%

にとどまっている。

学位の平成22～26年度の平均取得人数は、学士が1,753人、修士が606人、課程博士が134人、論文博士が17人となっており、5年間の推移を見ても大きな変化はない。大学院学生は年間平均1,500件程度の学会発表を行い、年間平均670件程度の論文を学会誌へ投稿・掲載しており、学会賞等を受賞するなどの実績もある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学の教育により学習成果が上がっているかについて検証し、教育課程の改善に資することを目的に、平成26年度に卒業（修了）予定者アンケートを行っている。学士課程において、グローバル化の観点から、「教養教育における語学の授業で、既修及び初修外国語の運用能力はどの程度身に付いたか」との問いに対し、「身に付いた」と回答した学生は、既修が23.8%、初修が14.7%と低い。教養教育において「「教養力」は身に付いたか」との問いに対し、「身に付いた」と回答した学生は、46.7%と半数程度である。「所属している学科・コース等、研究科・教育部、専攻等の教育プログラム全体の満足度」に対しては、卒業予定者の70.0%が「満足した」と回答している。大学院課程については、修了予定者の75.1%が「満足した」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度における就職希望者に対する就職率は、学部にあつては平均91.8%、研究科等にあつては平均95.0%で推移している。産業別に見た就職状況は、教育学部・教育学研究科では教育や学習支援業、工学部・自然科学研究科では建設業や製造業、医学部や薬学部では医療、福祉関係等、学んだ分野に関係する職業が多い。具体的な就職先は文系では公務員が多く、医薬系は病院や製薬会社が多い。また、企業等への就職者のうち、熊本県内の企業等への就職者の割合は、平成24年度32%、平成25年度34%、平成26年度31%となっている。

学部卒業生の大学院進学率は、平成22～26年度の5年間の平均で、文系（文学部・教育学部・法学部）は平均9.4%、理工系（理学部・工学部）は平均57.8%、医学部保健学科は10.9%、薬学部は51.0%となっている。修士課程・博士前期課程の修了生の博士後期課程への進学率は、文系の教育学で1.6%、社会文化科学で7.5%、理工系の自然科学で6.1%、医学で38.0%、保健学で16.1%、薬学で24.1%である。進学先は、熊本大学大学院を中心に国立大学大学院への進学が多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

学生に修得させようとしている知識、技能等について学習成果が上がっているかを検証し、実社会が卒業（修了）生に期待する能力を把握すること等を目的として、平成26年度に、卒業（修了）生（アンケート実施年度から遡って、3年、5年、10年前の卒業（修了）生を対象とする。）及び就職先の企業等（アンケート実施年度から3年以内の各年度において、卒業（修了）生を採用した企業等（採用数等を考慮の上選定）を対象とする。）にアンケートを行っている（回収率：卒業生8.3%、修了生9.8%、就職先の企業等30.9%）。

学士課程に期待される7つの学習成果については、(1)豊かな教養、(2)確かな専門性、(3)創造的な知性、(4)社会的な実践力、(5)グローバルな視野、(6)情報通信技術の活用力、(7)汎用的な知力において、「身に付いた」と回答した卒業生は、それぞれ48%、63%、47%、46%、17%、31%、49%、就職先の企業等は、それぞれ71%、60%、51%、57%、17%、39%、65%であり、いずれもグローバルな視野の修得度合が低いと評価している。

大学院課程で修得すべき4つの知識等については、(1)高度な専門的知識・技能及び研究力、(2)学際的領域を理解できる深奥な教養力、(3)グローバルな視野と行動力、(4)地域社会を牽引するリーダー力において、「身に付いた」と回答した修了生は、それぞれ66%、49%、49%、19%、就職先の企業等は、それぞれ47%、40%、21%、29%である。

就職先の企業等が社会人として最も必要と考えるコミュニケーション能力について、卒業生は70%、修了生は73%、就職先の企業等は70%が「身に付いている」と回答している。また、就職先の企業等による自由記述において、基礎的学力(総合力)、専門的知識・技能、主体性、論理的思考力、勤勉性が高く評価されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、黒髪北地区、黒髪南地区、本荘地区、九品寺地区、大江地区の5つの主要キャンパスを有し、その校地面積は黒髪北地区が169,480㎡、黒髪南地区が115,000㎡、本荘地区が107,551㎡、九品寺地区が25,761㎡、大江地区が44,264㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計206,108㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパスには講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を有するほか、附属図書館、学内共同教育研究施設、課外活動施設等を設置している。さらに、教育研究活動の期間等の変化に応じた施設の効率的な有効活用を目的として、施設の有効利用に関する要項及び教育研究共用スペース運用指針を策定し、流動的なプロジェクトにも対応できる共用スペースのマネジメントを行っている。共用スペースの利用者の決定は公募によることを原則とし、プロジェクトスペース（研究スペース、教育スペース、若手研究者スペース）、大学運営スペース（教育研究スペース、事務スペース、避難スペース）として運用しており、平成26年度の運用率は98%である。

耐震化については、全体で96.4%まで耐震化が進んでおり、平成27年度中にすべての耐震化が完了する予算措置がされている。

バリアフリー対策については、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の整備を順次実施している。

安全・防犯面の配慮としては、災害時における避難場所や非常用自家発電設備の整備、防犯カメラの設置等を進めている。

学生のニーズへの対応に関しては、学長と学生代表との懇談会及び施設利用者満足度調査を行い、学生の要望に対応している。

当該大学の理念・目標に基づき、中長期的視点に立った計画的な整備を進めていくために、キャンパスマスタープランを策定している。さらに、キャンパスマスタープランの次期更新に向けて、30～50年の長期的スパンで、社会の変化、多様な要求や課題に対応でき、持続可能で普遍的要素を考慮したキャンパス計画の骨格・フレームを示すキャンパスフレームワークプランを平成23年度に新たに策定している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

ICT戦略会議が置かれ、同会議議長、最高情報責任者（ICT戦略業務の責任者）及び最高情報セキュ

リティ責任者（情報システムの運用に関する責任者）を情報ガバナンス担当理事が担い、当該大学におけるICT戦略に係る基本方針の決定、具体的施策の実施、及び情報セキュリティ対策の統括を行っている。さらに、ICT戦略会議が定めたICT戦略の下、関連施策を実施・運用するために総合情報統括センターが置かれ、情報教育、情報技術の研究開発、部局等の情報化支援、全学的なICT環境基盤の整備・管理、情報セキュリティ対策等を行っている。

当該大学は、基幹ネットワークとして10bps、各建物内の支線として1bpsの通信速度を持つギガビットネットワークを敷設している。総合情報統括センター、附属図書館及び各部局等に約1,300台の全学情報教育及び自習支援のためのパソコンを設置しており、学生の使用に供している。大学構成員は、これらのネットワーク及びパソコンを利用し、熊本大学ポータルを総合窓口として、SOSEKIにアクセスし、シラバス参照、履修登録、成績参照等を行っている。また、学生の履修登録をはじめ、修学支援のICTを有効に機能させるために、全学無線LANのアクセスポイントを約450か所設置するなど学内無線LAN環境を整えている。さらに、英語の自立的学習を支援する熊大CALL、授業科目ごとに学生の予習・復習を支援するLMS、教科書等の検索サービスを提供する図書館OPAC、授業改善のためのアンケート結果公開システム等は、学外からも利用が可能となるよう運用している。

情報管理体制としては、情報システムにおける運用の基本となる情報システム運用基本方針及び情報システム運用基本規則を定めている。情報セキュリティの確保及びその水準を更に高めるため、e-learningを用いた研修を実施している。個人情報の管理等については、個人情報保護に関する方針、個人情報保護規則及び管理規則を定め、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底に努めている。また、学長と学生代表との懇談会等により、無線LANへのニーズを中心に環境整備へ対応している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、中央館、医学系分館、薬学部分館から構成され、教育研究活動を支援する情報基盤の一つとしての活動に加え、ネットワークを通じて利用できる電子図書館サービス（各種情報検索、電子ジャーナル、図書発注、文献複写依頼等）の提供等を行っている。また、附属図書館利用規則を定め、図書館利用案内を作成し、開館時間、サービス時間等の周知を図っている。中央館には閲覧等座席354席、PC座席88席（それぞれラーニングコモンズを除く。）、医学系分館にはそれぞれ190席、36席、薬学部分館には58席、15席を整備している。さらに、中央館は平成25年10月に改修を行い、閲覧室の充実、収容力の拡大等を行うとともに、グループ学習スペース（ラーニングコモンズ）を244席確保している。

平成27年3月31日現在、蔵書1,263,528冊、雑誌21,216種を備え、図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に収集、整理している。また、図書館サービスに関する学生のニーズは、アンケートの実施及び学長と学生代表との懇談会での意見や要望により把握している。電子ジャーナルの充実、貴重資料の電子化を計画的に進めるため、平成23年度に「電子コンテンツ整備計画」「貴重資料の電子化計画」を策定し、整備を進めている。その結果、平成26年度には、電子ジャーナルを8,640タイトルまで利用可能とし、大手4出版社のダウンロード数は564,720件となっている。

大学の知的生産物である学術論文等を蓄積、保存し、インターネット上で発信する学術リポジトリは、12,600編（うち博士論文1,414編）の論文を収録している。また、阿蘇家文書、細川家北岡文庫等の貴重資料を有し、電子化計画に基づき電子化し、ウェブサイト上で公開している。

開館時間は、中央館については、平日は8時40分から22時、土曜・日曜・祝日は12時から18時（試験期間中は12時から20時）、医学系分館については、平日は9時から21時、土曜・日曜・祝日は12時から18時となっている。薬学部分館については、平日のみ9時から17時となっているが、3年次生からは登録制により24時間利用が可能である。平成26年度の入館者総数は、3館合わせて523,447人、館外貸出総冊数は78,937冊、文献複写及び相互貸借総数は6,918件となっている。また、一般市民への図書館開放も行い、平成26年度は、4,004冊の図書を貸し出すなど、地域住民の生涯学習への支援も行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部・研究科等は、学生が自由に利用できる自習室（総計128か所、収容者数2,578人）を設けるとともに、空き時間の講義室等を開放し、自習スペースの確保に向けた取組を行っている。

教養教育を受ける学生については、全学教育棟の自習室2室（100席）で対応していたが、現在改修中（平成28年3月まで）であるため、附属図書館又は全学教育棟における授業時間以外の空き教室を自習スペースとして利用している。

夜間に授業を実施する研究科等については、教務担当への届け出や学生証による入室管理等によって自習のための施設・設備を利用可能としている。例えば、保健学教育部では、大学院学生に限定し、学生図書室を平日は23時まで開室している。また、第1、第2情報演習室を22時まで利用できるようにしている。

附属図書館中央館の1階部分はグループ討論やプレゼンテーションの練習、あるいは友人同士で学び合える「動」のスペースを設け、飲食が可能な場も設けている。2階部分は静かに研究や学習に取り組む「静」のスペースを設けている。さらに、半地下にはビデオ鑑賞等、地下には「蓄」のスペースとして、国の重要文化財である細川家資料等6万点の資料を保管している。特に1階及び2階のスペースは目的に応じて、TAによる学習支援サービス、数人のメンバーによる卒業研究、試験期間の学習等に活用されている。なお、附属図書館各館の開館時間は、学生の授業後の学習の利用を考慮し、平日は中央館で21時30分までのグループ学習が可能となっており、土曜・日曜・祝日においても開放している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程の1年次生には、入学直後に学部・学科等ごとに学生便覧や学生案内等を基にガイダンスを実施しており、教養教育と専門教育の内容、授業の履修登録方法等の履修指導、卒業要件等について説明している。2年次以上の学生には、年度当初に学部・学科等ごとに履修に関するガイダンスや、コース選択のためのガイダンス、履修単位等の成績確認等を実施している。

大学院課程においても、学士課程と同様に1年次生に履修指導、2年次以上の学生には成績確認や進路指導等、専攻等の特性に応じたガイダンスを実施し、教育課程や履修上の注意等について説明している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学長と学生代表との懇談会（毎年度1回）、学生相談窓口及び学生生活実態調査（3年に1回）等を通して、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。

学士課程における専門科目の履修については、学部の特性に応じて、クラス担任、学年担任等を配置し、学習相談、助言及び支援を実施している。また、医学部保健学科を除き、その他の全学部においてオフィスアワー等を設定している。

大学院課程では、研究科等の特性に応じて、研究指導教員等の学習相談、助言及び支援を行っている。法曹養成研究科では、学生一人一人に専任教員2人のインストラクターが付き、学習面・生活面の相談を行うインストラクター制度を設けている。

留学生については、グローバル教育カレッジでの支援のほか、国際業務専従の事務職員である国際業務推進オフィサーを配置し、留学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。また、留学生を主に学習面においてサポートするため、留学生チューターを配置している。留学生への情報提供に関しては、ウェブサイトの多言語化（英語、中国語、韓国語）を進めている。さらに、平成25年3月には「留学生の手引き」を作成し、留学生の学習・生活支援等について情報提供を行っている。

発達障害、視覚障害、聴覚障害、肢体が不自由な学生等に対しては、学生支援部学務ユニットが支援を行っている。発達障害のある学生に対しては、休憩室の確保、学習指導（履修方法、学習方法等）、キャンパスソーシャルワーカーによる支援（教職員との連絡調整、外部機関への紹介や付添い等）等を行っている。聴覚障害のある学生に対しての支援事例としては、ノートテイク事業に関する学内講習会を実施してノートテイクを養成し、支援を行っている。肢体が不自由な学生に対しては、試験時間延長・別室受験等の措置をとっている。

社会人学生に対しては、ニーズ調査を実施し、授業のe-learningコンテンツの充実や科目のビデオ化等の要望を基に、e-learning科目の開講や、開講科目のコンテンツを充実させるなど学習支援を実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学では、課外活動を教育の重要な要素として捉え、体育系公認サークル42団体（1,010人参加）、文化系公認サークル35団体（740人参加）をウェブサイトで紹介している。課外活動を行うための施設（体育施設、文化部会室、集会室、音楽室等）を整備しており、課外活動への財政面における支援（年間約1,500万円）を行っている。また、学長と体育会、文化部会及び公認サークル指導者、外部指導者との懇談会を設け、学生団体からの要望や意見を聴取している。さらに、学生委員会、顧問教員会及びサークルリーダー会議との連携強化を図るなど活動を支援している。課外活動等において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には学長による学生表彰を行っており、平成26年度は、学術研究において1人、課外活動において4団体及び20人が表彰されている。

学生自らが企画し、自主性、創造性、独創性を育み、社会で活躍できる能力を高めることを目的に、平成20年度から学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」を実施しており、音声点字教具の開発と提供、日本人学生との交流を通じた留学生の支援等、平成25年度は19事業に392人が、平成26年度は23事業に410人が、平成27年度は23事業に372人が参加している。環境保全活動や地域連携活動等、社会貢献に関する取組のうち、優れたものに対して大学が経済的支援を行い、最優秀企画については、学長表彰の対象としている。また、学生の社会貢献活動支援の一つとして、ボランティア情報を掲示して周知を図っており、特に社会のニーズが高いボランティアについては大学が支援を行っている。

課外活動に係る事務支援は学生支援部学務ユニットが担当している。また、課外活動に関することは学生委員会において審議している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズは、学長と学生代表との懇談会、学生相談窓口及び学生生活実態調査等を通して把握に努め、学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部、学生支援部等が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。

学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー2人と職員2人を配置して、各学部等と連携した総合相談窓口機能を整備している。学生相談室では、修学・履修に関することを中心に、進学・就職、生活（経済）、人間関係等について、平成26年は3,182件の相談を受けている。学生相談室は、相談室がより学生にとって身近なものとなるよう「学生相談室だより」を作成・配布し、特定の学生への送付も行っている。また、引きこもりがちな学生を支援するためのDVD鑑賞会、トランプ会、ナンプレ会、クリスマス会等のイベントを企画・実施し、学生同士が支え合う仕組み作りを目的として、学生相談室ボランティアを募集し、学生に「学生相談室だより」の作成やイベント企画に参加してもらい取組等を実施している。

保健センターについては、専任教員3人、看護師3人、学校医(併任)2人、臨床心理士1人を配置し、健康に関することを中心に、精神衛生、学生心理、性等について、平成26年は5,673件の相談を受けている。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止等に関しては、関係規則及びガイドラインを定めるとともに、対応する全学委員会の下で、一般相談窓口とは別に学部・研究科等ごとの相談員の設置、講演会の実施、啓発パンフレットの作成・配布等を行っている。

就職支援については、キャリア支援ユニットと学部等が連携して就職支援体制を整備し、就職ガイダンスや就職準備講座等多様な支援活動を行っている。(平成26年度は、43プログラム333回開催、延べ11,243人参加)。平成24年度から、学生の就職活動を総合的に支援するウェブサイト「KUMA★NAVI」を開設し、求人情報の検索・閲覧、学内の就職支援行事(ガイダンス・セミナー)の申込、進路・就職相談の予約をウェブサイト(学内専用)上で迅速に行うことができるよう整備している。

留学生に対する生活支援として、留学生宿舍「国際交流会館」を有し、部屋数は計232部屋を有している。国際交流会館は、留学生、外国人研究者の増加に伴い、平成21年11月にA、B棟に加えてC、D、E棟を新たに建築している。また、アパートの探し方や入居手続の説明会を毎年度開催するとともに、大学によるアパート入居機関保証等を実施している。留学生、外国人研究者に対するワンストップサービス体

制として、グローバル教育カレッジでの支援のほか、国際業務推進オフィサーを配置し、留学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。また、留学生チューターを配置し、学習面でのサポートに加え生活面でも留学生の相談に応じ、「留学生の手引き」「健康・安全の手引（英語版）」を作成し、留学生の学習・生活支援を行っている。さらに、学長が会長を務める大学コンソーシアム熊本において、熊本県・市・県内大学等と連携した留学生支援事業を実施し、インターンシップ事業や、地域イベントへの参加の情報提供等、留学生と地域社会との共生を促進する取組を行っている。

障害のある学生に対しては、関係部局等と連携を図りながら、全学的な支援体制を強化することによって、障害のある学生の円滑な修学に寄与することを目的として、平成27年11月に保健センター長を室長とする「障がい学生支援室」を設置している。障害のある学生について、入学前相談、ニーズの把握、支援方法及び支援制度、支援情報等の公開及び支援の啓発、障害のある学生に対応した施設等の整備等に係る業務を開始しており、教員（1人）及び社会福祉士（1人）が平成27年度中に配置されることが決定している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、学生のニーズの把握に努め、要望等に対応し、入学料免除制度、授業料免除制度による支援、各種奨学金に係る応募支援等を実施している。入学料及び授業料は、規則に基づき必要とする学生に対して免除・徴収猶予を行っており、入学料の免除者は平成26年度で63人、徴収猶予者は226人となっている。授業料免除については、学力基準を満たした者について、家計基準により全額あるいは半額免除を審査し、平成26年度は半額免除1,597人、全額免除934人を決定している。また、平成23年度から、東日本大震災等の災害により被災した学部志願者の入学検定料の免除の特例措置を実施している。学生への周知に関しては、ウェブサイトに掲載するとともに、各学部・研究科等の掲示板により周知を図っている。

奨学金は、日本学生支援機構の奨学金制度のほか、地方公共団体、財団法人等の奨学制度の情報をウェブサイトに掲載し、募集通知等があった際には、迅速に各学部・研究科等に掲示し周知を図るなどの支援を行っている。そのほか、大学独自の奨学金制度として、入学試験の成績、学業又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたと認める場合に返還不要の奨学金を給付するKDS（博士課程奨学金給付制度）、大学院課程に入学する学生をRAとして雇用し、その対価として年間授業料の半額相当を経済的に支援するKWS（博士課程奨学制度）があり、平成26年度はKDSに47人、KWSに前期68人、後期67人が採用されている。法曹養成研究科では、熊本大学法科大学院奨学金、医学部医学科では、熊本県医師修学資金貸与制度、薬学部では、熊薬125周年記念甲斐原守夫奨学金を設立している。各種奨学金の採用実績は、日本学生支援機構では、学士課程第1種、第2種及び併用で416人の申請者に対し400人採用（96%）、大学院課程で同252人の申請者に対し229人採用（91%）等、経済面の援助が行われている。留学生に関しては、KDSにおいて、私費留学生特別枠を設けるとともに、各種留学生対象の奨学金制度については「留学生の手引き」や、グローバル教育カレッジ、各学部・研究科等掲示板等により周知を図っている。

また、学生寄宿舎（定員280人）を備え、光熱費等を含め月額10,000円程度で入居させている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生自らが企画し、自主性、創造性、独創性を育み、社会で活躍できる能力を高めることを目的に、平成 20 年度から学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」を実施しており、音声点字教具の開発と提供、日本人学生との交流を通じた留学生の支援等、毎年度約 20 事業に 400 人程度の学生が参加している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育会議、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会が教育活動の状況及び学習成果に関するデータ・資料等の収集・分析・検証を担当している。

教育・学生支援担当理事（副学長）を議長とする教育会議は、教育、学生の支援、入学者の確保及びFDに係る基本方針に関することについて分析・検証を基に審議しており、教育会議が策定した戦略的な施策に基づいて教務委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会が企画・立案・審議を行い、各部局等において実施している。

教育活動の状況及び学習成果については、総合情報統括センターのeポートフォリオシステムにより可視化し、教育会議で示された分析・検証の観点について部局等ごとに教育プログラムを分析・検証している。例えば、全学部で学位授与方針に適合しているかを確認しており、「概ねバランスの良いカリキュラム編成、授業構成になっていると言える」（教育学部）、「自然科学の特定分野への深い専門性をもつことを学位授与の方針にあげており、それを実現できるようなカリキュラムになっている」（理学部）等の結果を得ている。また、その分析・検証に基づく今後の取組として、例えば、「より一層のプレゼンテーション能力の向上」（文学部）、「授業へのICTの活用」（教育学部）等が挙げられている。さらに、平成25年度には、学位プログラムごとのカリキュラム・マップによって、教育プログラムの課題や問題を分析しており、その結果、例えば、「3年次後学期以降、副専攻学科の専門教育科目中心の履修となり、小学校課程独自の科目があまり配置されていない」（教育学部小学校教員養成課程）といった課題の改善に取り組むこととしている。

平成26年度には、全学の自己点検・評価である組織評価を実施している。そのために用意された各部局等の教育に関する自己評価書は、大学評価会議の下に設置された教育評価委員会で検証を行い、その検証結果に基づき、学長が各部局等に対して改善勧告を行い、各部局等は改善策を策定、実施し、その改善状況について定期的に確認している。

平成25年度から実施しているTOEIC-IPテストについて、一部の部局では独自に検証を行っており、例えば、工学部においては3年次にもTOEIC-IPテストを受験させ、スコアの経年的な変化や、e-learningシステムの活用実態とスコアとの相関関係について分析を行い、スコア向上のための支援策を検討し、平成29年度入学生からはTOEICテスト（TOEIC-IPテストを含む。）のスコア450点以上を卒業研究着手要件とすることを決定している。

認証評価に関しては、大学評価会議の下に設置され、目標・計画担当の理事、教育評価委員会委員等か

ら構成される認証評価委員会が、認証評価に係る自己評価書を取りまとめ、作成している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

授業改善のためのアンケートを原則として毎学期実施している。ただし、文学部では3年に1回、教養教育では2年に1回実施している。その結果を学生に公開するとともに、各部局等のFD委員会等において結果について分析・検証を行い、全学のファカルティ・ディベロップメント委員会で全体を取りまとめ、『「授業改善のためのアンケート」実施報告書』を作成している。また、結果に対して授業担当教員は、授業改善のためのアンケート結果公開システムにおいてコメントを入力しており、入力率は部局間で多少のばらつきがあるものの、その後の授業改善に活かしている。さらに、『「授業改善のためのアンケート」実施報告書』において、全学で情報を共有し、各部局のより一層の授業改善に資することを目的として、結果を分析して授業改善につながった事例を紹介している。

教職員の意見については、所属する教育組織の教務委員、FD委員等によって集約され、各部局等の教務委員会、FD委員会等に反映させている。また、学生や教員の意見を取り入れて作成されたKU:TO（熊本大学ティーチングオンライン）を活用して、授業改善の諸問題等を共有している。さらに、全学にわたる教職員の意見は、全学の教務委員会や教育会議等において検討している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学運営全体に関する経営協議会、顧問会議等における学外関係者からの意見等に対しては、各関係会議体等へ検討を依頼し、改善に取り組んでいる。例えば、企業アンケートの結果、外国語運用力、国際感覚等の評価が低いこと、及び経営協議会委員からの英語教育の重要性についての意見に対して、継続的な学習への動機付けのために、平成25年度からTOEIC-IPTテストを入学直後と2年次末に実施している。

また、卒業（修了）生及び就職先企業等へのアンケートを、平成21年度と平成26年度に実施している。アンケート結果等については、主として、分析・検証の観点で教育会議で示し、教育プログラムごとに各部局等が分析・検証を行っている。

その他、各学部・研究科等において、各種メディア、民間企業、熊本県・市教育委員会（教育学部における新学習指導要領シンポジウム）等学外関係者から意見を聴取している。例えば、文学部では、平成24年度に熊本県の地方新聞社、地域通信事業者等からの学外委員を構成メンバーに含む、「女性のリーダーシップ養成」に関する検討委員会から提言を受け、この提言に基づく授業として、平成26年度後学期に「世界システム史学演習E」が開講され（講師は当該委員会の外部委員の一人）、平成25年度からは「地域インターンシップ」を実施している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学のファカルティ・ディベロップメント委員会は、全学的活動として、新任・転任教員等を対象とした教育研修会を実施している。平成24年度には全学の授業のシラバスを標本抽出してチェックし、その結果を報告書にまとめている。平成25年度からは全学部において授業参観を実施し、例えば、平成26年度は教育学部で13回に延べ59人が、工学部で4回に延べ95人が参加しており、全部局等を含めて29回に延べ334人が参加している。この授業参観によって把握できた授業の工夫の事例等については全学のファカルティ・ディベロップメント委員会で報告し、各部局等のFD委員会等で報告するなど全学的に共有化を図っており、関係する授業の教員の授業改善に結び付いている。

また、教員の英語による教授力・コミュニケーション力向上を図ることを目的に、海外の大学におけるFDを受けるために教員を派遣するとともに、海外から教員を招へいして「教育の国際化推進のためのFD研修」を実施しており、平成22～26年度の各年度に5～25人の教員が参加している。

さらに、平成27年10月には、当該大学におけるFDの目的・内容等基本的な指針として「熊本大学FD憲章」を定め、この憲章を具現化し、FDを実質化するため、平成27年度中に各部局等におけるFD指針を策定することが決定されている。

各部局等においては、それぞれの教育内容に応じた独自のFD活動を積極的に行っており、「障がいのある学生指導のための講演会」(文学部)、「新任者研究発表」(理学部)、「医学教育ワークショップ」(医学部)、「カリキュラム構築に向けて」(薬学部)、「学生・教員相互触発型授業の検討会」(工学部)等に多くの教員が参加している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員は、語学力強化のための研修、SOSEKIの操作説明会等に参加するほか、学内(学務系職員研修会：平成26年度は、1回に27人参加)、学外(国立六大学事務職員研修会：平成26年度は、2回に延べ2人参加)で開催される教務関係の研修に参加している。TAについては、ファカルティ・ディベロップメント委員会が「TAの役割と心得」を作成し、TAに周知を図るとともに、毎年度TAに対する研修を実施している。TAは、ティーチング・アシスタント取扱要項において研修会の受講が義務付けられている。また、TA及び授業担当教員は、業務の概要やアンケート(TA)、TAの業務内容・改善検討すべき課題(教員)を含む業務報告書等を提出し、その結果をTA制度の改善に向けての検討資料とすることとしている。

技術職員については、学内、学外で開催される研修への積極的参加を促し、毎年度全学の技術職員が参加する技術報告会を開催するほか、工学部技術部では、専門技術研修会開催(平成26年度は、27人参加、以下同じ)、メーカー研修派遣(11人)、労働安全衛生関係研修派遣(10人)、学会講演会参加(23人)等を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学部において授業参観を実施し、授業の工夫の事例等について全学的に共有化を図っており、関係する授業の教員の授業改善に結び付いている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 109,179,619 千円、流動資産 19,911,234 千円であり、資産合計 129,090,853 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 42,006,373 千円、流動負債 16,788,451 千円であり、負債合計 58,794,824 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 8,044,170 千円及び長期借入金 21,754,656 千円の用途は附属病院の再開発であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 990,297 千円及び長期及び短期の P F I 債務 1,578,706 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が

中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用53,813,664千円、経常収益54,752,994千円、経常利益939,330千円、当期総利益は1,074,366千円であり、貸借対照表における利益剰余金2,984,744千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、予算編成方針の策定から予算の配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスフレームワークプラン、キャンパスごとのキャンパスマスタープラン、設備マスタープランを定め、戦略的経費等を活用し計画的に整備している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、会計監査人及び監事の監査の後、経営協議会及び役員会の審議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監事が監査の視点、監査の方法、監査の実施時期等についての年間監査計画を作成して監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室が、内部監査規則に基づいて監査室長が作成する監査年次計画書及び監査実施計画書に従い実施している。

また、監事、会計監査人及び監査室の三者は、意見交換や情報の共有を行い、相互の連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等の作成が適切な形で作成され、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

法令に基づき、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項は、学長と6人の理事で構成する役員会で審議決定を行っている。法人の経営に関する重要事項の審議機関として経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会をそれぞれ設置している。また、当該大学の重要案件について、学長が常勤の理事及び監事と意見調整を行うた

め政策調整会議を、役員会と教育研究組織との意見調整を行うため部局長等連絡調整会議をそれぞれ設置している。さらに、将来計画、人事及び予算等の基本方針に関する企画・立案を行う総合企画会議を設置している。

学長の業務を補助するために、副学長と17人の学長特別補佐（研究、教育改革、教養教育・クォーター制、教養教育・システム改革、広報、入試・高大連携、情報ガバナンス、社会貢献、国際、男女共同参画、学長特命（IR））を任命している。各部局等では、教授会を設置し、部局長を中心とした管理運営体制を構築している。

事務組織は、学長及び理事の政策決定支援に係る事務を行うための経営企画本部（9人）を置き、事務組織として、マーケティング推進部（38人）、教育研究推進部（101人）、学生支援部（11人）、医学部附属病院事務部（107人）、運営基盤管理部（104人）の6部及び監査室（2人）の合計372人（専任）を配置している。

危機管理に係る体制については、学生（生徒、児童及び幼児を含む。）、職員、患者、地域住民等の安全確保及び当該大学の資産の保持を図るとともに、当該大学が社会的な責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的として、危機管理規則に基づく組織的体制を定めており、緊急時の連絡先一覧を作成している。平成25年度には災害等の危機管理体制整備として、熊本市の一時避難場所等に指定されている黒髪北地区、九品寺地区、大江地区、京町地区（附属小学校・附属中学校）の4地区に災害時の避難者や当該大学の帰宅困難者に提供する物資等を備蓄する倉庫を設置し、500ml保存水3,432本、アルファ米3,550食、発電機18台、災害用トイレ65セット、そのほかブランケットや防水シート等を備蓄している。防災・減災の啓発活動として、平成25年11月に防災・日本再生シンポジウムを開催し、産業界・自治会関係者、高等学校・大学関係者（学生を除く。）、一般参加者等、301人が参加している。

施設設備の管理については、職員安全衛生管理規則により、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置に関する事等、業務や安全衛生管理体制図が定められている。さらに、化学物質管理規則により、当該大学における化学物質の自主的な管理を推進するため、環境安全センターを主体に、薬品管理支援システムを通して危険有害物の所在を把握している。そのほか、研究室における責任を明確化するための化学物質管理責任者の設置、毎年度4月の化学物質管理説明会の開催、実験廃液を含む実験系廃棄物及び実験排水の管理を行うことで監視及び指導を強化している。また健康障害を未然に防ぐための作業環境測定は、環境安全センターの作業環境測定士が実施しており、化学物質の取扱いに対する改善点を迅速に把握して指導を行っている。

研究費の不正防止に関する責任体制としては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正に伴い、平成26年4月に当該大学における競争的資金等の管理等に関する規則を一部改正し、最高管理責任者、統括管理責任者、各部局等にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者を置き、責任体制を定めている。不正防止の啓発活動として、不正防止マニュアル等を活用し、科学研究費助成事業の執行等に関する説明会（平成26年度は、研究者105人、事務職員97人参加）や科学研究費助成事業公募要領説明会（平成26年度は、研究者142人、事務職員31人参加）を開催するとともに、研究担当理事が各部局等の教授会に出向き、研究者の基本的姿勢や不正防止への取組、過去の不正行為の事例等の説明等を行っている。さらに、生命倫理に関して、人間を直接対象とした医学、薬学の研究及び医療行為について、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿って倫理的配慮を図るための体制を含む必要な事項を、生命倫理に関する規則として定めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員の意見は、部局等の各種委員会や教授会等の機会を通じて、部局長等が意見やニーズを把握し、教育研究評議会等の全学会議を通じて管理運営に反映させている。その結果、多言語化を含むウェブサイトの機能強化、学内文書の英語化、学内サインの多言語化、国際業務推進オフィサーによるワンストップ・サービスの導入が実現している。また、ウェブサイトに学長への提言ボックスを開設しており、寄せられた意見等に対しては、教職員用ウェブサイト（学内専用）に掲載し、情報を共有している。

学生に関しては、学長と学生代表者との懇談会及び学生生活実態調査等アンケートの実施を通じて、意見やニーズの把握、管理運営への反映に努めている。例えば、学長と学生代表者との懇談会においては無線LAN環境における接続の悪さについて要望があり、学内アクセスポイントの増設を進めている。

学外関係者に関しては、経営協議会の11人の学外有識者委員からの意見やニーズの把握に努めており、教員の質の向上に関する意見が出されている。また、熊本県内の国公立病院院長等を会員とする医学部附属病院連携病院長懇談会を新たに設置している。さらに、熊本県知事、熊本市長、熊本商工会議所会頭、熊本経済同友会代表幹事を構成員とする「くまもと都市戦略会議」を設置し、地域課題や将来ビジョンについて協議するとともに、各界の有識者と学長が大学の将来像を論じる「学長対談」を平成27年10月から開始し、その内容を公開している。学生支援部学務ユニットでは、熊本市立桜山中学校区内に位置する団地で構成する「桜山すこやかネットワーク会議」に参加（年2回）し、学生に対する苦情を聴取し、必要に応じて掲示等で学内周知を図っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、会計経理の適正を期するとともに、業務を合理的かつ効率的に実施するため監事を2人（常勤1人、非常勤1人）置き、国立大学法人法及び監事監査規則に基づき、事業年度に係る監査計画を策定し、業務及び会計について監査を実施している。監査は、定期監査と臨時監査を実施し、定期監査のうち業務監査は監査計画に基づき各事業年度に1回実施し、会計の監査は月次、中間及び事業年度決算時に行っている。業務監査の結果は、監査報告書として取りまとめ、学長へ報告するとともにウェブサイトに掲載している。会計監査は、監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告するとともに、結果はウェブサイトに掲載している。また、役員会等に出席するほか、重要書類を閲覧して業務の実施状況を調査している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学において実施している研修は、その階層や職種、年次によって、内容は多岐にわたっており、平成26年度に実施した学内の研修は22種（参加者延べ568人）である。そのうち、新採用事務職員研修では、採用から3か月間かけて業務を遂行する上での基本的知識を習得させ、採用2年次及び3年次職員フォローアップ研修では、それぞれの年次であるべき姿を追求するために何をすべきか、新たな価値観や自律的業務遂行によるやりがいの発見・創造に寄与することを目的としている。また、社会から信頼され

る事務職員となるためのビジネスマナー、業務上のコミュニケーション活性化及び効率的かつ効果的に自分の意図を伝えるプレゼンテーション、英会話や英文メール等スキルアップのための国際関係業務スキル向上、大学情報の収集・分析・活用等に関する能力の向上を図る I R 研修、国際化推進に寄与するための海外派遣研修等を実施している。

学外研修としては、国立大学法人等若手職員勉強会、国立大学協会等が主催するマネジメントセミナー、部課長研修等、14 種（参加者延べ 54 人）の研修、勉強会、セミナー等に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学では、大学評価会議を設置し、目標・計画担当理事を議長とし、学長が指名する 2 人の理事、副部局長等を構成員として、当該大学の活動の総合的な状況に係る自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定及び実施、第三者評価への対応等を行っている。当該会議の下には法人評価委員会、認証評価委員会、教育評価委員会、研究・社会貢献評価委員会が置かれ、各委員会に関係する担当理事を委員長として、国立大学法人評価委員会が行う法人評価や大学機関別認証評価等に対応している。国立大学法人評価における年度計画については、目標・計画担当理事の下で PDCA サイクルにより、毎年度 11 月に各計画の担当理事に対して進捗状況の確認を行い、課題がある計画についてはその課題に対して取組を促し、翌年 2 月に進捗状況の確認を再度行っている。

各学部・研究科等の状況については、平成 26 年度に当該大学の自己点検・評価である組織評価として、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、当該大学の組織評価指針及び大学評価会議が別に定める実施要領に沿って実施している。具体的には各部局等が評価部会等を設置し、各部局等が定めた実施要領により、根拠となる資料やデータ等に基づいた自己点検を行うとともに自己評価書の作成が行われ、教育評価委員会、研究・社会貢献評価委員会、その他の理事・副学長により自己点検・評価の検証が行われている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学の活動の状況については、中期目標・中期計画の期間終了時（平成 21 年度）と各年度終了時（平成 16～21 年度）に自己点検・評価を行う国立大学法人評価、平成 21 年度に大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価、平成 24 年度に同機構の法科大学院認証評価を受けている。また、工学部のマテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科では、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による技術者教育プログラムの継続認定審査を受審し認定を受けている。さらに、工学部物質生命化学科及び薬学部において、ISO14001 の認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価である組織評価では、各部局等で作成した自己評価書を、大学評価会議の下の教育評価委員会、研究・社会貢献評価委員会、その他の理事・副学長によって検証し、検証結果に基づき学長から

熊本大学

各部局等に対して改善勧告を行い、各部局等は改善計画を立てている。取組状況については、平成27年末に改善状況を確認し、公表することが決定されている。

法人評価や認証評価、履行状況調査において指摘された改善事項については、教育研究評議会等常設の機関への報告を通じて、関係者にフィードバックし、改善のための取組を行っている。例えば、平成21年度に実施された大学機関別認証評価において指摘のあった「学士課程及び大学院課程における入学定員超過率が高い又は入学定員充足率が低い。」に関しては、一部にまだ入学定員超過率の高いところがあるが、入学定員の見直し等を行ったことによりおおむね改善されている。また、「企業等アンケートによると、外国語運用力、国際感覚などの評価が低い。」に関しては、国際共同教育事業を創設し、海外派遣する学生に対し派遣期間中に毎月奨学金を支給するとともに、平成25年度から全学的にTOEIC-IPTテストを導入している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、学士課程の各学部・学科等及び大学院課程の各研究科・専攻等の教育研究上の目的は、ウェブサイトに一覧形式で公表している。さらに、大学全体の理念及び目的については、各年度に発行する学生案内にも記載し、各学部・研究科等の教育研究上の目的については、それぞれの学部・研究科等の学生便覧にも記載し、これらを教職員及び学生に配布するとともに、新任・転任教員等教育研修会や新入生ガイダンスにおいて説明し、周知を図っている。また、教職員及び学生は、学生案内及び学生便覧の内容を、学内LANの熊本大学ポータルを通じて確認できるようになっている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

全学共通及び各学部の学科等ごとの入学者受入方針をウェブサイトに一覧形式で公表している。また、大学院課程の各研究科等の入学者受入方針についても同様にウェブサイトに一覧形式で公表している。それらのうち、各学部・学科等の入学者受入方針については、毎年度発行する大学案内や入学者選抜要項、募集要項にも記載しており、入学志願者及びその保護者、高等学校教員等に対して、オープンキャンパスや進学説明会の場を通じて説明し、周知を図っている。また、入学試験委員会は毎年度の入学生を対象とした入学者受入方針の認知度に関するアンケートを実施しており、平成26年度は、学生が募集要項等により入学者受入方針を読んでおり、全体の60%の学生から理解できたとの回答を得ている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、ウェブサイトに学士課程及び大学院課程に分けて学位授与方針を公表、また、各学部・研究科等の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針をそれぞれ公表している。さらに、一部の学部（文学部、法学部、工学部）ではそれらを学生便覧にも記載し、学生及び教職員に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2第1項各号に規定されている教育研究活動等の状況についての情報は、ウェブサイトに一覧形式で公表している。また、シラバスについては、学生や教員等のみならず、入学希望者等も確認できるように、ウェブサイトに別途公表している。教育職員免許法施行規則第22条の6に規定されている教育職員免許状の認定課程についての情報は、ウェブサイトに一覧形式で公表している。

熊本大学

学校教育法第 109 条第 1 項に基づく自己点検・評価の結果については、ウェブサイトに公表している。また、ウェブサイトの「学部・大学院等」のページから、リンク形式でつながる法曹養成研究科のウェブサイトにも、自己点検・評価報告書及び法科大学院認証評価の結果等を掲載している。

財務諸表については、ウェブサイトにおいて、過去の分も含めた各年度の財務諸表を一覧形式で公表している。

これら以外の教育研究活動等の状況については、ウェブサイトに掲載している「熊大通信」や「WEB マガジン「KUMADAI NOW (熊大なう。)」」及び冊子体の『熊大通信』等を通じて発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 熊本大学

(2) 所在地 熊本県熊本市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、
薬学部、工学部

研究科：教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学
研究科、生命科学研究所、医学教育部、保健学
教育部、薬学教育部、法曹養成研究科

研究所：発生医学研究所、パルスパワー科学研究所

専攻科：特別支援教育特別専攻科

別科：養護教諭特別別科

関連施設：大学院先導機構、イノベーション推進機構、
グローバル推進機構、教養教育機構、地域創
生推進機構、国際先端医学研究機構、総合情
報統括センター、グローバル教育カレッジ、
大学教育機能開発総合研究センター、政策創
造研究教育センター、五高記念館、eラーニ
ング推進機構、沿岸域環境科学教育研究セン
ター、先進マグネシウム国際研究センター、
生命資源研究・支援センター、エイズ学研究
センター、環境安全センター、埋蔵文化財調
査センター、附属図書館、保健センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部8,054人、大学院2,119人

専任教員数：851人

助手数：2人

2 特徴

本学は、第五高等学校等の旧制諸学校を母体として、昭和24年に発足した総合大学であり、黒髪地区、本荘地区、大江地区の3つのキャンパスに分かれている。黒髪地区に本部（熊本市中央区黒髪2丁目39番1号）を置いている。

本学の理念として、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを掲げ、教育目的、研究目的、地域貢献・国際貢献の目的、目標を定めている。理念・目的・目標に基づき、アクションプラン2010に学長の4つの約束（「教育力の強化」、「研究力のアップ」、「社会貢献の推進」、「国際化の推進」）を定め

ており、地域に根ざし、グローバルに展開する未来志向の研究拠点大学として改革に取り組んでいる。

教育において、大学院では、国際的通用性の高い教育プログラムやカリキュラムを整備するとともに教育の実質化をより一層推進している。学士課程では、学習成果に基づいた教育プログラムを整備するとともに創造的知性と実践力を兼ね備えた学士力を身に付けさせるためのカリキュラムの充実を図っている。また、各課程の目的と学位授与の方針に則し、明確な評価基準に基づいた学習成果の検証によって、学士課程教育及び大学院教育の質の向上を図っている。

研究においては、熊大マグネシウム合金の研究、発生医学研究、エイズ学研究など世界トップレベルの先端拠点研究を推進し、社会の期待に応えるとともに、若手研究者の育成、女性研究者支援なども先進的に進めている。平成25年度には、「研究大学強化促進事業」に採択され、国際的に卓越した先端的な研究を推進するとともに、特色ある基盤的研究の強化を図っている。

社会貢献においては、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図っている。平成26年度には、「地（知）の拠点整備事業」に採択され、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として、組織改革を行い地域の課題と大学の資源の効果的なマッチングによる地域の課題解決に向けた取組を進め、人材の育成を図っている。

国際化においては、グローバル推進機構を核として、グローバルな学内環境を整備して教育研究のグローバル化の基盤の確立を図っている。平成26年度には、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択され、教育力と研究力で我が国を牽引する真のグローバル大学への変革とグローバル化の先導的モデルとしての貢献を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 熊本大学の理念

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

2. 熊本大学の目的

(1) 教育

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

(2) 研究

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

(3) 地域貢献・国際貢献

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

3. 熊本大学の目標

(1) 教育

① 一般教育の充実

一般教育の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価、見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探求し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

② 専門教育の充実

学部の専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

③ 創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

④ 国際化、情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

⑤ 社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

(2) 研究

① 国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流、学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

② 個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

③ 活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して、その課題の解明・解決に取り組む。

(3) 地域貢献・国際貢献

① 地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

② 国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

③ 情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

別添資料1 学部・研究科等ごとの目的

学部：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/mokuteki>

大学院：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/mokuteki/daigakuin>

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_kumamoto-u_d201603.pdf